

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会

本日の説明内容は、すべて平成 27 年度予算案です。最終的に予算審議を経て決定しますので、今後変更になる場合があることを、あらかじめご了承ください。

< 次 第 >

開 会 (18 : 30)

あいさつ

こども青少年局子育て支援部長 田中 博章

— 議 事 —

- | | | | |
|---------------------|-----------------------|----|-------|
| 1 公定価格について | 保育運営課指導等担当係長 | 遠藤 | P. 1 |
| 2 職員処遇改善等加算について | 保育運営課運営指導係 | 木村 | P. 26 |
| 3 向上支援費（本市独自助成）について | 保育運営課指導等担当係長 | 遠藤 | P. 37 |
| 4 障害児等保育について | 保育運営課運営指導係長 | 森兼 | P. 46 |
| 5 延長保育事業について | 保育運営課運営指導係 | 山岡 | P. 64 |
| 6 給付事務・利用者負担について | 企画調整課子ども・子育て新制度準備担当係長 | 原 | P. 72 |
| 7 支給・認定事務について | 企画調整課子ども・子育て新制度準備担当係長 | 松本 | P. 85 |
| 8 業務管理体制の整備について | 企画調整課子ども・子育て新制度準備担当係長 | 白井 | P. 88 |

閉 会

◆ お問い合わせ先 ◆

横浜市では、子ども・子育て支援新制度の給付事務に関する問い合わせに対応する「給付事務コールセンター」と、横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法専門の「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」を開設いたしました。

不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。

<給付事務コールセンター>

子ども・子育て支援新制度の公定価格、市独自助成の項目や要件に関するお問い合わせ

【045-664-2616】

(開設期間) 平成 27 年2月1日～

(受付時間)8:45～17:00 ※土日・祝日を除く

<請求明細作成ソフト ヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

【045-453-5627】

(開設期間)平成 27 年2月1日～

(受付時間)9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

◆ 制度全般について ◆

制度の概要、資料については、専用ホームページを御確認ください。

(情報、様式等 随時更新されますので、ご確認ください)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

◆ 嘱託医について ◆

地域型保育事業についても嘱託医を選定する必要があります。まだ嘱託医を選定していない場合は、至急選定をお願いします。また、市立保育所の嘱託医が兼任する場合についても、直接選定の手続きをする必要があります。選定にあたってのご相談は、横浜市医師会にお願いします。

(連絡先：一般社団法人横浜市医師会 事業三課 電話045-201-7366)

◆ 本日の説明内容に関する担当 ◆

議事内容	担当課	電話番号
議事1～5	保育運営課	045-671-3564
議事6・7	子ども・子育て新制度準備担当	045-671-4467
議事8	保育運営課	045-671-3564
	子ども・子育て新制度準備担当	045-671-4467

※ 担当は現時点でのものであり、平成27年度の担当課、連絡先は変更になる場合があります。

1 公定価格 単価（案）について

主な内容

- ◆国の子ども・子育て会議で27年度の公定価格の単価（案）が提示されました。
- ◆29年度までに実施するとしていた国の「質の改善」はすべて反映しています。
- ◆横浜市の地域区分は12/100地域から16/100地域へ変更となりました。
- ◆処遇改善等加算の加算率が示されました。（別紙）
- ◆冷暖房費加算の区分は、「その他地域」です。
- ◆減価償却費加算の区分は、「B地域・都市部」です。
- ◆賃借料加算の区分は、「a地域・都市部」です。
- ◆小規模保育事業B型の保育士以外の職員の人件費単価が改善されました。

1 問い合わせ先について

公定価格の加算要件等についてご不明な点があれば、給付事務コールセンターへお問い合わせください。

電話番号045-664-2616

（開設期間）平成27年2月1日～平成27年3月31日

（受付時間）8：45～17：00 ※土日・祝日を除く

※国から示されていない事項等もあり、現時点では明確にお答えできない事項もありますのでご了承ください。

2 公定価格についてのQA

（1） 他市町村在住の子どもに対しては、その市町村の地域区分を適用するのか？

A. 地域区分は施設等の所在地（横浜市）の地域区分を適用します。

例として）大和市の子どもが横浜市の施設を利用する場合は以下のとおりです。

①公定価格は横浜市の地域区分（16/100）

②利用者負担は大和市が定めた利用料、

③給付費の請求先は大和市

（2） 消費税増税延期の影響は？

A. 消費税増税による増収分を「質の改善」等に充てる予定でした。消費税増税は延期されましたが、「質の改善」は27年度から実施することとなりました。増税延期の影響はないと言えます。

(3) 「質の改善」が実施されるまで横浜市で先取りすると説明していた独自助成項目はどうなるのか？

A. 処遇改善等加算（質の改善分）については、国の加算が行われるまでは、本市で先取りする旨、8月の説明会等でお知らせしましたが、27年度から公定価格で加算されることになりました。この加算に上乗せして平均勤続年数に応じた本市独自加算を行います。

(4) 28、29年度の公定価格はどうなるのか？

A. 28年度以降の公定価格は各年度の国の予算で最終決定することになりますが、28、29年度の公定価格は人事院勧告による変動を除けば、ほぼ27年度と同額となることが想定されます。27～29年度で段階的に実施する予定だった「質の改善」について27年度から実施したという整理です。

3 添付資料

公定価格単価表(案) 16/100 地域

家庭的保育事業 (保育認定(3号))

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1 (続く)					
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算 ⑥	家庭的保育補助者加算 ⑦	処遇改善等加算 ⑦	家庭的保育支援加算 ⑧
○/100地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	○円 +	○円 × 加算率 +	○円 +	○円 +	利用子どもが4人以上の場合 ○円 3人以下の場合 ○円 +	利用子どもが4人以上の場合 ○円 × 加算率 3人以下の場合 ○円 × 加算率 +	○円 ○円

加算部分1 (続き)				調整部分		
障害児保育加算 ⑨	※ 処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
○円 +	○円 × 加算率 +	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円 -	(④+⑤+⑧) × ○/100 - (④+⑤+⑧) × ○/100	○円 ○円

加算部分2	冷暖房費加算 ⑮	1級地 ○円 2級地 ○円 3級地 ○円	4級地 ○円 その他地域 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ⑯	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ⑰	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ⑱	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 ⑲	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算 ⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

(各項目の説明：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分 ……認定区分に応じて設定（3号）

③保育必要量区分 ……保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

④基本分単価 ……①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP29参照）

⑤処遇改善等加算 ……職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑥資格保有者加算^(※1) ……家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算

⑦家庭的保育補助者加算^(※1) ……家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算

※ 利用子どもが3人以下の場合の加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧家庭的保育支援加算 ……家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要経費を加算

※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。
(保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。また、研修代替要員費を追加。)

⑨障害児保育加算^(※1) ……障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑩減価償却費加算 ……自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

27

⑪賃借料加算 ……賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合 ……連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ④基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

……自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に行わない場合 ……常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整

※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定額で調整

⑮冷暖房費加算 ……夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑯除雪費加算 ……豪雪地帯^(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑰降灰除去費加算 ……降灰防除地域^(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑱施設機能強化推進費加算 ……職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

⑲栄養管理加算 ……栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

⑳第三者評価受審加算 ……第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(※1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（事務職員、調理員）
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・家庭的保育者

(配置基準)

0～2歳児 3：1（家庭的保育補助者を配置する場合5：2（加算で対応））

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 務 職 員 1人（非常勤） *利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象としない。

小規模保育事業 A型・B型 (保育認定(3号))

基本部分				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		加算改善等加算		管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算	保育士比率向上加算	
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育標準時間認定 (注) ⑦	保育短時間認定 (注) ⑦			処遇改善等加算 (注) ⑨	処遇改善等加算 (注) ⑨
○/100地域	6人から12人まで	3号	1. 2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 (○円) + ○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率
			乳児	○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率			○円 + ○円 × 加算率	○円 × 加算率
	1. 2歳児		○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) + ○円 (○円) × 加算率			○円 (○円) × 加算率	
	乳児		○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 + ○円 × 加算率			○円 × 加算率	

加算部分1（続き）						調整部分					
障害児保育加算 (注) ⑩	処遇改善等加算 (注)	休日保育加算 (注) ⑪	処遇改善等加算	夜間保育加算 (注) ⑫	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑬	賃借料加算 ⑭	連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の提供について ⑯	常態的に土曜日に閉所する 場合 ⑰	定員を恒常的に超過する 場合 ⑱
○円 (○円) + ○円 (○円) × 加算率	○円 × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ○人～○人 ○円 × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ○人～○人 ○円 × 加算率	各月初日の利用子ども数 ○円 (○円)	○円 × 加算率	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	○円	(⑥+⑦+⑫) × ○/100	(⑥+⑦+⑯+⑲) × ○/100	(⑥~⑱) × ○/100



(続き)

加算部分2	1級地 ○円		4級地 ○円		※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地 ○円	3級地 ○円	その他地域 ○円	その他地域 ○円	
冷暖房費加算 ⑲	○円	○円	○円	○円	
除雪費加算 ⑳	○円				※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉑	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
※委管理加算 ㉓	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

（各項目の説明：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号）））

①地域区分 …… 施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …… 事業所の利用定員に応じて2区分設定

6～12人	13～19人
-------	--------

③認定区分 …… 認定区分に応じて設定（3号）

④年齢区分 …… 子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）

⑤保育必要量区分 …… 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価 (注) …… ①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP35参照）

⑦処遇改善等加算 (注) …… 職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧管理者設置加算 (*1) …… 専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨保育士比率向上加算 (注) (*1) …… 常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）

⑩障害児保育加算 (注) (*1) …… 障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑪休日保育加算 (*1) …… 休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…（70人単位）…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫夜間保育加算^{(注)(*1)}・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑬減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部)) *都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭賃借料加算・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)) *都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑯食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜閉所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

* 離島その他の地域において、特例的に定員19人を超えて受け入れる場合については、各月初日の利用子ども数に応じて費用を定率で調整

⑲冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域:1級地から4級地以外の地域

⑳除雪費加算・・・豪雪地帯^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉑降灰除去費加算・・・降灰防除地域^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉒施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉓栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉔第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(*1)それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：小規模保育事業A型・B型(保育認定(3号)))

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <u>連携施設経費</u>
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

(注)職員数の考え方

・保育従事者 ※A型：保育士100%、B型：保育士1/2

(配置基準)

乳児	3:1	} <u>+1人</u>
1、2歳児	6:1	

・保育従事者(保育士)のうち1人は主任として費用を算定

・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)

・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配

・調理員 1人(非常勤職員)

・事務職員 1人(非常勤) *管理者を配置する場合は対象としない。

小規模保育事業C型 (保育認定(3号))

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）				
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分 ④		処遇改善等加算		資格保有者加算	
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥		処遇改善等加算 ⑦
〇/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	〇円	〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	1人 〇円 2人 〇円 3人以上 〇円 × 加算率
	11人 から 15人 まで		〇円	〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	1人 〇円 2人 〇円 3人以上 〇円 × 加算率

加算部分1（続き）				調整部分			
障害児 保育加算 ⑨	※ 処遇改善 等加算	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定 しない場合 ⑫	食事の提供について 自園調理又は連携施設 等からの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に 閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
〇円	〇円 × 加算率	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇円	(⑤+⑥) × 〇/100	(⑤+⑥+⑨) × 〇/100	(⑤~⑭) × 〇/100
〇円	〇円 × 加算率	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇円	(⑤+⑥) × 〇/100	(⑤+⑥+⑨) × 〇/100	(⑤~⑭) × 〇/100

加算部分2	冷暖費加算 ⑯	1級地 〇円	4級地 〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
			2級地 〇円	その他地域 〇円
		3級地 〇円		
	除雪費加算 ⑰	〇円 ※3月初日の利用子どもの単価に加算		
	障除除去費加算 ⑱	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算		
	施設機能強化推進費加算 ⑲	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算		
	栄養管理加算 ⑳	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算		
	第三者評価受審加算 ㉑	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算		

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

（各項目の説明：小規模保育事業C型（保育認定（3号）））

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ……事業所の利用定員に応じて2区分設定

6~10人	11~15人
-------	--------

③認定区分 ……認定区分に応じて設定（3号）

④保育必要量区分 ……保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑤基本分単価 ……①~④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP40参照）

⑥処遇改善等加算 ……職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦管理者設置加算^(*) ……専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧資格保有者加算^(*) ……家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算

⑨障害児保育加算^(*) ……障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑩減価償却費加算 ……自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A~D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算 ……賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a~d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑤基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整

※ 土曜閉所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑮定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑯冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑰除雪費加算・・・豪雪地帯^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑱降灰除去費加算・・・降灰防除地域^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑲施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

⑳栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉑第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(※1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(※2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：小規模保育事業C型(保育認定(3号)))

区分	内容
事務費	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育従事者、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

- ・保育従事者
(配置基準)
0～2歳児 5：2(家庭的保育補助者を配置)
- ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)
- ・また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配**
- ・調理員 1人(非常勤職員)
- ・事務職員 1人(非常勤) *管理者を配置する場合は対象としない。

事業所内保育事業 (保育認定(3号))

【事業所内保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続き）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		従業員持の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算		管理者設置加算 ⑨	処遇改善等加算	保育士比率向上加算	
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥		保育標準時間認定 ⑧ (注)	保育短時間認定 ⑧ (注)			⑩ (注)	処遇改善等加算 (注)
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	3号	1.2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	⑥×〇/100	〇円 (〇円) ×加算率	〇円 (〇円) ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率
			乳児	〇円	〇円		〇円 ×加算率	〇円 ×加算率			〇円 ×加算率	〇円 ×加算率
	〇人から 〇人まで	3号	1.2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)		〇円 (〇円) ×加算率	〇円 (〇円) ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率
			乳児	〇円	〇円		〇円 ×加算率	〇円 ×加算率			〇円 ×加算率	〇円 ×加算率

加算部分1（続き）					調整部分												
障害児保育加算 ⑪ (注)		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑫ (注)	夜間保育加算 ⑬ (注)	減価償却費加算 ⑭	賃借料加算 ⑮	連携施設を 設定しない 場合 ⑯	食事の提供に ついては ⑯ +⑧+⑬ ×〇/100	常態的に土 曜日に閉所 する場合 ⑰ ⑯+⑧+⑬ ×〇/100	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑱ ⑯~⑱ ×〇/100						
〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率	〇人~〇人 〇円 ×加算率 〇人~〇人 〇円 ×加算率 :	〇円 (〇円) + 〇円 ×加算率									〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇円	⑯+⑧+⑬ ×〇/100	⑯+⑧+⑬ ×〇/100	⑯~⑱ ×〇/100
〇円	〇円 ×加算率	〇人~〇人 〇円 ×加算率 〇人~〇人 〇円 ×加算率 :	〇円									〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇円	⑯+⑧+⑬ ×〇/100	⑯+⑧+⑬ ×〇/100	⑯~⑱ ×〇/100
〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率	〇円 (〇円) + 〇円 (〇円) ×加算率	〇人~〇人 〇円 ×加算率 〇人~〇人 〇円 ×加算率 :	〇円									〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇地域 〇円 〇地域 〇円 〇地域 〇円 :	〇円	⑯+⑧+⑬ ×〇/100	⑯+⑧+⑬ ×〇/100	⑯~⑱ ×〇/100

加算部分2	項目	単価	計算方法	注
加算部分2	冷暖房費加算	⑳ 1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算	1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算	㉑ 〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算	㉒ 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	施設機能強化推進費加算	㉓ 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	栄養管理加算	㉔ 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	第三者評価受審加算	㉕ 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（㉔の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

(各項目の説明：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて8区分設定

～5人	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人～
-----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注)・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP46参照）

⑦従業員枠の子ども場合・・・従業員枠の子どもの場合に費用を調整

⑧処遇改善等加算^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑨管理者設置加算^(※1)・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑩保育士比率向上加算^{(注)(※1)}・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（定員19人以下の小規模保育事業B型の基準が適用される事業所のみ）

⑪障害児保育加算^{(注)(※1)}・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

43

⑫休日保育加算^(※1)・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	・・・(70人単位)・・・	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	---------------	------------	---------

⑬夜間保育加算^{(注)(※1)}・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑭減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮賃借料加算・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑯連携施設を設定しない場合・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑰食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜閉所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑩定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑪冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑫除雪費加算・・・豪雪地帯^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑬降灰除去費加算・・・降灰防除地域^(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑭施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

⑮栄養管理加算・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

⑯第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(※1) それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

区分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	< 職員の数に比例して積算しているもの > 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 < 子どもの数に比例して積算しているもの > 保健衛生費 < 1事業所当たりの費用として積算しているもの > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

< 定員20人以上の施設（認可保育所の基準が適用される事業所） >

- ・ 保 育 士
 (配置基準)
 乳 児 3 : 1
 1、2歳児 6 : 1
 ・ 保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
 ・ 上記の他、休けい保育士を1人加配（常勤職員）
 ・ また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**
- ・ 調 理 員 2人（定員40人以下（20人以上）の場合は1人）
- ・ 事 務 職 員 1人（非常勤）

< 定員19人以下の施設（小規模保育事業（A型・B型）の基準が適用される事業所） >

- ・ 保 育 従 事 者 ※A型の基準が適用される事業所：保育士100%、B型の基準が適用される事業所：保育士1/2
 (配置基準)
 乳 児 3 : 1 } **+1人**
 1、2歳児 6 : 1 }
 ・ 保育従事者（保育士）のうち1人は主任保育士として費用を算定
 ・ 上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
 ・ また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**
- ・ 調 理 員 1人（非常勤職員）
- ・ 事 務 職 員 1人（非常勤） *管理者を配置する場合は対象としない。

家庭的保育事業（保育認定）

① 地域区分	② 認定区分	③ 保育必要量区分	④ 基本分単価	⑤ 処遇改善等加算	⑥ 資格保有者加算	⑦ 家庭的保育補助者加算	⑧ 家庭的保育文書加算	⑨ 障害児保育加算 ※要する利用子どもの数に即算 処遇改善等加算
20/100 地域	3号	保育標準時間認定	167,600	1,590 × 加算率	5,430 + 50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
16/100 地域	3号	保育標準時間認定	164,570	1,560 × 加算率	5,250 + 50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
15/100 地域	3号	保育標準時間認定	163,790	1,550 × 加算率	5,210 + 50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
12/100 地域	3号	保育標準時間認定	161,460	1,530 × 加算率	5,070 + 50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	159,910	1,510 × 加算率	4,980 + 40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
6/100 地域	3号	保育標準時間認定	156,800	1,480 × 加算率	4,800 + 40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
2/100 地域	3号	保育標準時間認定	154,470	1,460 × 加算率	4,660 + 40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		
その他 地域	3号	保育標準時間認定	152,130	1,430 × 加算率	4,530 + 40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合	28,250	35,320 + 350 × 加算率
		保育短時間認定				240 × 加算率		

家庭的保育事業（保育認定）

加算部分2

冷暖費加算	1 級地	1,650	4 級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単面に加算 1 級地から4 級地：国営公営施設の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
	⑮ 2 級地	1,480	その他 地域	110	
	3 級地	1,460			
除雪費加算	⑯	5,850			※3月初日の利用子ども単面に加算
障壁除去費加算	⑰	145,470	3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算
施設機能強化推進費加算	⑱	150,000	(随産額) ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算
栄養管理加算	⑲	120,000	3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算
第三者評価受審加算	㉑	150,000	3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算

地域区分	①	②	③	減価償却費加算		賃料加算		⑫	⑬	⑭	
				標準	都庁部	標準	都庁部				
20/100 地域	3号	保育標準時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 19/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
15/100 地域	3号	保育標準時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 19/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
15/100 地域	3号	保育短時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 19/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
12/100 地域	3号	保育標準時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 19/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 20/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
6/100 地域	3号	保育短時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 20/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
3/100 地域	3号	保育標準時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 21/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			
その他 地域	3号	保育標準時間認定	A 地域	8,100	8,900	A 地域	9,300	10,300	6,170	(㉔)+(㉕)+(㉖) × 21/100	4,980
			B 地域	7,700	8,400	B 地域	8,900	9,800			
			C 地域	7,300	8,000	C 地域	8,400	9,300			
			D 地域	6,900	7,600	D 地域	8,000	8,800			

小規模保育事業A型 (保 育 認 定)

小規模保育事業 (A型) (保育認定)

① 地域区分	② 定員区分	③ 年齢区分	④		保育必要重区分⑤		加通改善等加算		⑧ 管理者位置加算 加通改善等加算
			基本分単価	(注) ⑥	保育標準時間認定 基本分単価	(注) ⑦	保育標準時間認定 基本分単価	(注) ⑦	
20/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	159,940 (233,690)	159,940 (233,690)	1,540 (2,270) × 加算率	1,500 (2,200) × 加算率	37,400 +	370 × 加算率
				238,320	233,690	2,270 × 加算率	2,230 × 加算率		
16/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	134,810 (205,560)	131,890 (205,640)	1,250 (1,980) × 加算率	1,220 (1,950) × 加算率	23,620 +	230 × 加算率
				208,560	205,640	1,980 × 加算率	1,950 × 加算率		
16/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	161,070 (232,620)	156,450 (228,000)	1,510 (2,220) × 加算率	1,460 (2,170) × 加算率	35,970 +	350 × 加算率
				232,620	228,000	2,220 × 加算率	2,170 × 加算率		
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	131,790 (205,340)	128,870 (200,420)	1,210 (1,920) × 加算率	1,190 (1,900) × 加算率	22,710 +	220 × 加算率
				203,340	200,420	1,920 × 加算率	1,900 × 加算率		
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	160,200 (231,200)	155,570 (226,570)	1,500 (2,210) × 加算率	1,450 (2,160) × 加算率	35,610 +	350 × 加算率
				231,200	226,570	2,210 × 加算率	2,160 × 加算率		
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	131,030 (202,030)	128,110 (199,110)	1,210 (1,920) × 加算率	1,180 (1,890) × 加算率	22,490 +	220 × 加算率
				202,030	199,110	1,920 × 加算率	1,890 × 加算率		
12/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	157,570 (228,920)	152,950 (222,300)	1,470 (2,160) × 加算率	1,430 (2,120) × 加算率	34,540 +	340 × 加算率
				226,920	222,300	2,160 × 加算率	2,120 × 加算率		
12/100 地域	6人 から 12人 まで	3時	1. 2歳児 乳 児	128,770 (198,120)	125,850 (195,200)	1,180 (1,870) × 加算率	1,160 (1,850) × 加算率	21,810 +	210 × 加算率
				198,120	195,200	1,870 × 加算率	1,850 × 加算率		

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
地域区分	定員区分	年齢区分	利用区	児童保育加算	休園改善等加算	児童改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	運営施設定式化しない場合	改善の導入について任意課課文の導入以外の方法による場合	常態的に土日・祝日を利用する場合は	定員を超過的に超過する場合
20/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	20/100 地域	2,500×加算率 2,600×加算率 3,050×加算率 3,410×加算率 3,770×加算率 4,130×加算率 4,490×加算率 4,850×加算率 5,220×加算率 5,580×加算率 5,940×加算率 6,300×加算率 6,660×加算率 7,020×加算率	2,500×加算率 2,600×加算率 3,050×加算率 3,410×加算率 3,770×加算率 4,130×加算率 4,490×加算率 4,850×加算率 5,220×加算率 5,580×加算率 5,940×加算率 6,300×加算率 6,660×加算率 7,020×加算率	330 ×加算率	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100
16/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	16/100 地域	2,440×加算率 2,620×加算率 2,970×加算率 3,320×加算率 3,670×加算率 4,020×加算率 4,370×加算率 4,720×加算率 5,070×加算率 5,420×加算率 5,770×加算率 6,120×加算率 6,470×加算率 6,820×加算率	2,440×加算率 2,620×加算率 2,970×加算率 3,320×加算率 3,670×加算率 4,020×加算率 4,370×加算率 4,720×加算率 5,070×加算率 5,420×加算率 5,770×加算率 6,120×加算率 6,470×加算率 6,820×加算率	330 ×加算率	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100
15/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	15/100 地域	2,430×加算率 2,600×加算率 2,950×加算率 3,300×加算率 3,650×加算率 4,000×加算率 4,350×加算率 4,700×加算率 5,050×加算率 5,400×加算率 5,750×加算率 6,100×加算率 6,450×加算率 6,800×加算率	2,430×加算率 2,600×加算率 2,950×加算率 3,300×加算率 3,650×加算率 4,000×加算率 4,350×加算率 4,700×加算率 5,050×加算率 5,400×加算率 5,750×加算率 6,100×加算率 6,450×加算率 6,800×加算率	330 ×加算率	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100
12/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	12/100 地域	2,380×加算率 2,550×加算率 2,880×加算率 3,220×加算率 3,560×加算率 3,900×加算率 4,240×加算率 4,580×加算率 4,920×加算率 5,260×加算率 5,600×加算率 5,940×加算率 6,280×加算率 6,620×加算率	2,380×加算率 2,550×加算率 2,880×加算率 3,220×加算率 3,560×加算率 3,900×加算率 4,240×加算率 4,580×加算率 4,920×加算率 5,260×加算率 5,600×加算率 5,940×加算率 6,280×加算率 6,620×加算率	330 ×加算率	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
地域区分	定員区分	年齢区分	利用区	児童保育加算	休園改善等加算	児童改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	運営施設定式化しない場合	改善の導入について任意課課文の導入以外の方法による場合	常態的に土日・祝日を利用する場合は	定員を超過的に超過する場合	
20/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	20/100 地域	250,900 286,900 305,100 341,300 377,400 413,600 449,800 486,000 522,100 558,300 594,400 630,600 666,800 702,900	210人 279人 349人 419人 489人 559人 629人 699人 769人 839人 909人 979人 1,049人 1,119人	2,500×加算率 2,600×加算率 3,050×加算率 3,410×加算率 3,770×加算率 4,130×加算率 4,490×加算率 4,850×加算率 5,220×加算率 5,580×加算率 5,940×加算率 6,300×加算率 6,660×加算率 7,020×加算率	250,900 286,900 305,100 341,300 377,400 413,600 449,800 486,000 522,100 558,300 594,400 630,600 666,800 702,900	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100
16/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	16/100 地域	244,600 282,100 297,100 332,100 367,100 402,100 437,100 472,100 507,100 542,100 577,100 612,100 647,100 682,100	210人 279人 349人 419人 489人 559人 629人 699人 769人 839人 909人 979人 1,049人 1,119人	2,440×加算率 2,620×加算率 2,970×加算率 3,320×加算率 3,670×加算率 4,020×加算率 4,370×加算率 4,720×加算率 5,070×加算率 5,420×加算率 5,770×加算率 6,120×加算率 6,470×加算率 6,820×加算率	244,600 282,100 297,100 332,100 367,100 402,100 437,100 472,100 507,100 542,100 577,100 612,100 647,100 682,100	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100
15/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	15/100 地域	243,000 280,500 295,500 330,500 365,500 400,500 435,500 470,500 505,500 540,500 575,500 610,500 645,500 680,500	210人 279人 349人 419人 489人 559人 629人 699人 769人 839人 909人 979人 1,049人 1,119人	2,430×加算率 2,600×加算率 2,950×加算率 3,300×加算率 3,650×加算率 4,000×加算率 4,350×加算率 4,700×加算率 5,050×加算率 5,400×加算率 5,750×加算率 6,100×加算率 6,450×加算率 6,800×加算率	243,000 280,500 295,500 330,500 365,500 400,500 435,500 470,500 505,500 540,500 575,500 610,500 645,500 680,500	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100
12/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 3月 児	12/100 地域	238,400 255,300 289,100 322,900 356,800 390,600 424,400 458,300 492,100 526,000 559,800 593,600 627,400 661,300	210人 279人 349人 419人 489人 559人 629人 699人 769人 839人 909人 979人 1,049人 1,119人	2,380×加算率 2,550×加算率 2,880×加算率 3,220×加算率 3,560×加算率 3,900×加算率 4,240×加算率 4,580×加算率 4,920×加算率 5,260×加算率 5,600×加算率 5,940×加算率 6,280×加算率 6,620×加算率	238,400 255,300 289,100 322,900 356,800 390,600 424,400 458,300 492,100 526,000 559,800 593,600 627,400 661,300	A地域 2,700 B地域 2,500 C地域 2,400 D地域 2,300 E地域 2,200	a地域 3,700 b地域 3,500 c地域 3,300 d地域 3,200	2,050	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 8/100	(6+7) +⑩+⑪) × 82/100

加算部分2

冷房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 ※1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 その他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地	1,460	その他 地域	110	
	3 級 地	1,460			
除雪費加算	②		5,850		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
隣仄除去費加算	①	145,470	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
施設機能強化推進費加算	②	150,000	（額度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
栄養管理加算	②	120,000	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
第三者評価受審加算	②	150,000	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

小規模保育事業B型 (保 育 認 定)

小規模保育事業（B型）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	保育必要量区分⑤		保育短時間認定		保育改善等加算		管理費設置加算 ⑧	児童区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育士比率向上加算 ⑨		児童区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育改善等加算 ⑩						
			基本分単価 (注)	(注)	基本分単価 (注)	(注)	基本分単価 (注)	(注)					基本分単価 (注)	(注)				基本分単価 (注)	(注)					
20/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	140,590 (195,860)	136,270 (194,240)	+	1,310 (1,880) × 加算率	1,260 (1,830) × 加算率	37,400	+	11,840 (19,790)	+	110 (190) × 加算率	115,940 (57,970)	+	1,150 (570) × 加算率	57,970	+	570 × 加算率				
					198,860	194,240	+	1,880 × 加算率	1,830 × 加算率		1,880 × 加算率	1,830 × 加算率		19,730	+	190 × 加算率		57,970	+	570 × 加算率				
					113,980 (171,950)	111,060 (169,030)	+	1,040 (1,610) × 加算率	1,010 (1,580) × 加算率	+	23,620	+	230 × 加算率		10,460 (18,350)	+	100 (180) × 加算率	115,940 (57,970)	+	1,150 (570) × 加算率		57,970	+	570 × 加算率
16/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	139,050 (195,920)	134,420 (191,290)	+	1,290 (1,850) × 加算率	1,240 (1,800) × 加算率		11,010 (18,350)	+	110 (190) × 加算率	113,740 (56,870)	+	1,130 (560) × 加算率		56,870	+	560 × 加算率				
					195,920	191,290	+	1,850 × 加算率	1,800 × 加算率		18,350	+	180 × 加算率		18,350	+	180 × 加算率		56,870	+	560 × 加算率			
					112,410 (169,280)	109,490 (166,360)	+	1,020 (1,580) × 加算率	990 (1,550) × 加算率	+	35,970	+	350 × 加算率		9,730 (17,070)	+	100 (180) × 加算率	113,740 (56,870)	+	1,130 (560) × 加算率		56,870	+	560 × 加算率
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	169,280	166,360	+	1,580 × 加算率	1,550 × 加算率		17,070	+	180 × 加算率	56,870	+	560 × 加算率		56,870	+	560 × 加算率				
					138,580 (195,170)	133,960 (190,550)	+	1,280 (1,840) × 加算率	1,240 (1,800) × 加算率		18,010	+	170 × 加算率		10,800 (18,010)	+	100 (170) × 加算率	113,190 (56,590)	+	1,130 (560) × 加算率		56,590	+	560 × 加算率
					195,170	190,550	+	1,840 × 加算率	1,800 × 加算率		35,610	+	350 × 加算率		18,010	+	170 × 加算率		56,590	+	560 × 加算率			
15/100 地域	13人 から 19人 まで	3号	乳	児	112,020 (168,610)	109,100 (165,690)	+	1,020 (1,580) × 加算率	990 (1,550) × 加算率		10,800 (16,970)	+	100 (170) × 加算率	56,590	+	560 × 加算率		56,590	+	560 × 加算率				
					168,610	165,690	+	1,580 × 加算率	1,550 × 加算率		16,970	+	160 × 加算率		16,970	+	160 × 加算率		56,590	+	560 × 加算率			
					137,200 (192,970)	132,570 (188,340)	+	1,270 (1,820) × 加算率	1,220 (1,770) × 加算率		10,180 (16,970)	+	100 (170) × 加算率		10,180 (16,970)	+	100 (170) × 加算率	111,540 (55,770)	+	1,110 (550) × 加算率		55,770	+	550 × 加算率
12/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	110,940 (166,610)	107,920 (163,690)	+	1,010 (1,560) × 加算率	980 (1,530) × 加算率		9,000 (15,790)	+	90 (160) × 加算率	55,770	+	550 × 加算率		55,770	+	550 × 加算率				
					166,610	163,690	+	1,560 × 加算率	1,530 × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		55,770	+	550 × 加算率			
					110,940 (166,610)	107,920 (163,690)	+	1,010 (1,560) × 加算率	980 (1,530) × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		55,770	+	550 × 加算率			

地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	保育必要量区分⑤		保育短時間認定		保育改善等加算		管理費設置加算 ⑧	児童区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育士比率向上加算 ⑨		児童区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育改善等加算 ⑩						
			基本分単価 (注)	(注)	基本分単価 (注)	(注)	基本分単価 (注)	(注)					基本分単価 (注)	(注)				基本分単価 (注)	(注)					
20/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	140,590 (195,860)	136,270 (194,240)	+	1,310 (1,880) × 加算率	1,260 (1,830) × 加算率	37,400	+	11,840 (19,790)	+	110 (190) × 加算率	115,940 (57,970)	+	1,150 (570) × 加算率	57,970	+	570 × 加算率				
					198,860	194,240	+	1,880 × 加算率	1,830 × 加算率		1,880 × 加算率	1,830 × 加算率		19,730	+	190 × 加算率		57,970	+	570 × 加算率				
					113,980 (171,950)	111,060 (169,030)	+	1,040 (1,610) × 加算率	1,010 (1,580) × 加算率	+	23,620	+	230 × 加算率		10,460 (18,350)	+	100 (180) × 加算率	115,940 (57,970)	+	1,150 (570) × 加算率		57,970	+	570 × 加算率
16/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	139,050 (195,920)	134,420 (191,290)	+	1,290 (1,850) × 加算率	1,240 (1,800) × 加算率		11,010 (18,350)	+	110 (190) × 加算率	113,740 (56,870)	+	1,130 (560) × 加算率		56,870	+	560 × 加算率				
					195,920	191,290	+	1,850 × 加算率	1,800 × 加算率		18,350	+	180 × 加算率		18,350	+	180 × 加算率		56,870	+	560 × 加算率			
					112,410 (169,280)	109,490 (166,360)	+	1,020 (1,580) × 加算率	990 (1,550) × 加算率	+	35,970	+	350 × 加算率		9,730 (17,070)	+	100 (180) × 加算率	113,740 (56,870)	+	1,130 (560) × 加算率		56,870	+	560 × 加算率
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	169,280	166,360	+	1,580 × 加算率	1,550 × 加算率		17,070	+	180 × 加算率	56,870	+	560 × 加算率		56,870	+	560 × 加算率				
					138,580 (195,170)	133,960 (190,550)	+	1,280 (1,840) × 加算率	1,240 (1,800) × 加算率		18,010	+	170 × 加算率		10,800 (18,010)	+	100 (170) × 加算率	113,190 (56,590)	+	1,130 (560) × 加算率		56,590	+	560 × 加算率
					195,170	190,550	+	1,840 × 加算率	1,800 × 加算率		35,610	+	350 × 加算率		18,010	+	170 × 加算率		56,590	+	560 × 加算率			
15/100 地域	13人 から 19人 まで	3号	乳	児	112,020 (168,610)	109,100 (165,690)	+	1,020 (1,580) × 加算率	990 (1,550) × 加算率		10,800 (16,970)	+	100 (170) × 加算率	56,590	+	560 × 加算率		56,590	+	560 × 加算率				
					168,610	165,690	+	1,580 × 加算率	1,550 × 加算率		16,970	+	160 × 加算率		16,970	+	160 × 加算率		56,590	+	560 × 加算率			
					137,200 (192,970)	132,570 (188,340)	+	1,270 (1,820) × 加算率	1,220 (1,770) × 加算率		10,180 (16,970)	+	100 (170) × 加算率		10,180 (16,970)	+	100 (170) × 加算率	111,540 (55,770)	+	1,110 (550) × 加算率		55,770	+	550 × 加算率
12/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	乳	児	110,940 (166,610)	107,920 (163,690)	+	1,010 (1,560) × 加算率	980 (1,530) × 加算率		9,000 (15,790)	+	90 (160) × 加算率	55,770	+	550 × 加算率		55,770	+	550 × 加算率				
					166,610	163,690	+	1,560 × 加算率	1,530 × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		55,770	+	550 × 加算率			
					110,940 (166,610)	107,920 (163,690)	+	1,010 (1,560) × 加算率	980 (1,530) × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		15,790	+	160 × 加算率		55,770	+	550 × 加算率			

地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算 ⑬		児童の移入について ⑭	通常的に土曜日に閉所する場合 ⑰	定員を恒時的に超過する場合 ⑱
				加算額	標準			
20/100 地域	6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	3,700	$(6+7+8+9) \times 10/100$	$(6-7) \times 81/100$
					B地域	3,500		
					C地域	3,300		
					D地域	3,200		
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	4,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	4,500			
				C地域	4,200			
				D地域	4,000			
6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	3,700	$(6+7+8) \times 12/100$	$(6-7) \times 81/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	3,500			
				C地域	3,300			
				D地域	3,200			
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	4,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	4,500			
				C地域	4,200			
				D地域	4,000			
6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	3,700	$(6+7+8) \times 12/100$	$(6-7) \times 81/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	3,500			
				C地域	3,300			
				D地域	3,200			
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	4,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	4,500			
				C地域	4,200			
				D地域	4,000			
6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	3,700	$(6+7+8) \times 12/100$	$(6-7) \times 81/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	3,500			
				C地域	3,300			
				D地域	3,200			
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	4,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	4,500			
				C地域	4,200			
				D地域	4,000			

地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算 ⑬		児童の移入について ⑭	通常的に土曜日に閉所する場合 ⑰	定員を恒時的に超過する場合 ⑱
				加算額	標準			
20/100 地域	6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	2,700	$(6+7+8+9) \times 10/100$	$(6-7) \times 81/100$
					B地域	2,500		
					C地域	2,400		
					D地域	2,300		
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	1,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	1,600			
				C地域	1,500			
				D地域	1,400			
6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	2,700	$(6+7+8) \times 12/100$	$(6-7) \times 81/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	2,500			
				C地域	2,400			
				D地域	2,300			
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	1,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	1,600			
				C地域	1,500			
				D地域	1,400			
6人から 12人まで	3号	乳 児	+	A地域	2,700	$(6+7+8) \times 12/100$	$(6-7) \times 81/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	2,500			
				C地域	2,400			
				D地域	2,300			
13人から 19人まで	3号	乳 児	+	A地域	1,700	$(6+7+8) \times 11/100$	$(6-7+8+9+10) \times 10/100$	児童の移入について ⑭
				B地域	1,600			
				C地域	1,500			
				D地域	1,400			

加算部分2

冷房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 ※1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 その 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地	1,460	その他地域	110	
	3 級 地	1,460			
除雪費加算	②	5,850			※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
隣仄除去費加算	①	145,470	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
施設機能強化推進費加算	②	150,000	（額度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
栄養管理加算	③	120,000	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
第三者評価受審加算	④	150,000	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

小規模保育事業C型 (保 育 認 定)

加算部分2

冷房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に依りて、各月の単価に加算 ※1 級地から4 級地：国庫公務員の家賃手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 その 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地	1,450	3 級 地	1,110	
	3 級 地	1,450			
除雪費加算	②		5,850		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
隣仄除去費加算	①	145,470	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
施設機能強化推進費加算	②	150,000	（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
栄養管理加算	③	120,000	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算
第三者評価受審加算	④	150,000	÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子ども数の単価に加算

事業所内保育事業

＜定員19人以下＞

[小規模保育事業A型の基準が適用される事業所]

（ 保 育 認 定 ）

事業所内保育事業（定員19人以下）（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	保育認定時定員		保育員時 子どもの 場合 ⑦	必要改善等加算		管理者設置加算		
			基本定員 (注)	必要改善等加算 (注)		必要改善等加算 (注)	必要改善等加算 (注)			
20/100 地域 区分	5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	277,650 (351,400)	266,550 (340,300)	⑤×84/100	2,670 (3,400) × 加算率	2,560 (3,290) × 加算率	89,760 + 890 × 加算率	
				351,400	340,300		3,400 × 加算率	3,290 × 加算率	37,400 + 370 × 加算率	
		6人 から 3号 まで	乳	184,570 (238,320)	159,940 (233,690)	⑤×84/100	1,540 (2,270) × 加算率	1,500 (2,230) × 加算率	25,620 + 230 × 加算率	
				238,320	233,690		2,270 × 加算率	2,230 × 加算率		
	9人 から 3号 まで	乳	134,810 (208,560)	131,890 (205,640)	⑤×84/100	1,250 (1,980) × 加算率	1,220 (1,950) × 加算率			
			208,560	205,640		1,980 × 加算率	1,950 × 加算率			
	19/100 地域 区分	5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	272,540 (343,890)	261,240 (332,790)	⑤×84/100	2,620 (3,350) × 加算率	2,510 (3,220) × 加算率	86,320 + 860 × 加算率
					343,890	332,790		3,330 × 加算率	3,220 × 加算率	
			6人 から 3号 まで	乳	181,070 (232,620)	158,465 (228,000)	⑤×84/100	1,910 (2,220) × 加算率	1,480 (2,170) × 加算率	35,970 + 350 × 加算率
					232,620	228,000		2,220 × 加算率	2,170 × 加算率	
		9人 から 3号 まで	乳	131,790 (203,340)	128,870 (200,420)	⑤×84/100	1,210 (1,920) × 加算率	1,190 (1,900) × 加算率		
				203,340	200,420		1,920 × 加算率	1,900 × 加算率		
19/100 地域 区分		5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	271,020 (342,020)	259,920 (330,920)	⑤×84/100	2,610 (3,320) × 加算率	2,500 (3,210) × 加算率	85,470 + 850 × 加算率
					342,020	330,920		3,320 × 加算率	3,210 × 加算率	
			6人 から 3号 まで	乳	180,200 (231,200)	158,570 (228,570)	⑤×84/100	1,900 (2,210) × 加算率	1,450 (2,160) × 加算率	35,610 + 350 × 加算率
					231,200	228,570		2,210 × 加算率	2,160 × 加算率	
		9人 から 3号 まで	乳	131,030 (202,030)	128,110 (199,110)	⑤×84/100	1,210 (1,920) × 加算率	1,190 (1,900) × 加算率		
				202,030	199,110		1,920 × 加算率	1,900 × 加算率		
	12/100 地域 区分	5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	267,030 (336,380)	255,930 (325,280)	⑤×84/100	2,570 (3,260) × 加算率	2,460 (3,150) × 加算率	82,900 + 820 × 加算率
					336,380	325,280		3,260 × 加算率	3,150 × 加算率	
			6人 から 3号 まで	乳	157,570 (226,920)	155,895 (222,300)	⑤×84/100	1,470 (2,160) × 加算率	1,430 (2,120) × 加算率	34,540 + 340 × 加算率
					226,920	222,300		2,160 × 加算率	2,120 × 加算率	
		9人 から 3号 まで	乳	128,770 (198,120)	126,850 (195,200)	⑤×84/100	1,160 (1,870) × 加算率	1,160 (1,850) × 加算率		
				198,120	195,200		1,870 × 加算率	1,850 × 加算率		

地域区分 ①	定員区分 ②	年齢区分 ③	事業所内保育加算		休日保育加算	必要改善等加算	夜間保育加算			
			(注)	(注)						
20/100 地域 区分	5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	147,510 (73,750)	+ 1,470 (730) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 259,000 211人～279人 288,000 280人～349人 305,000 350人～419人 341,300 420人～489人 418,600 480人～559人 469,000 600人～689人 522,000 770人～839人 558,300 840人～909人 594,400 910人～979人 638,600 1,050人～1,049人 702,900	+ 2,600 × 加算率 2,800 × 加算率 2,950 × 加算率 3,050 × 加算率 3,410 × 加算率 3,770 × 加算率 4,130 × 加算率 4,490 × 加算率 4,850 × 加算率 5,220 × 加算率 5,580 × 加算率 5,940 × 加算率 6,300 × 加算率 6,660 × 加算率 7,020 × 加算率	+ 84,390 + 790 × 加算率		
				73,750	+ 730 × 加算率				210人 259,000 211人～279人 288,000 280人～349人 305,000 350人～419人 341,300 420人～489人 418,600 480人～559人 469,000 600人～689人 522,000 770人～839人 558,300 840人～909人 594,400 910人～979人 638,600 1,050人～1,049人 702,900	
		6人 から 3号 まで	乳	147,510 (73,750)	+ 1,470 (730) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 259,000 211人～279人 288,000 280人～349人 305,000 350人～419人 341,300 420人～489人 418,600 480人～559人 469,000 600人～689人 522,000 770人～839人 558,300 840人～909人 594,400 910人～979人 638,600 1,050人～1,049人 702,900	+ 2,600 × 加算率 2,800 × 加算率 2,950 × 加算率 3,050 × 加算率 3,410 × 加算率 3,770 × 加算率 4,130 × 加算率 4,490 × 加算率 4,850 × 加算率 5,220 × 加算率 5,580 × 加算率 5,940 × 加算率 6,300 × 加算率 6,660 × 加算率 7,020 × 加算率	+ 37,970 + 330 × 加算率		
				73,750	+ 730 × 加算率					
	19/100 地域 区分	5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	143,110 (71,550)	+ 1,430 (710) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 246,100 211人～279人 269,100 280人～349人 291,100 320人～389人 332,100 400人～469人 402,100 480人～559人 472,100 600人～689人 507,100 770人～839人 542,100 840人～909人 571,100 910人～979人 612,100 1,050人～1,049人 682,100	+ 2,450 × 加算率 2,650 × 加算率 2,820 × 加算率 2,970 × 加算率 3,320 × 加算率 3,670 × 加算率 4,020 × 加算率 4,370 × 加算率 4,720 × 加算率 5,070 × 加算率 5,420 × 加算率 5,770 × 加算率 6,120 × 加算率 6,470 × 加算率 6,820 × 加算率	+ 84,390 + 790 × 加算率	
					71,550	+ 710 × 加算率				
			6人 から 3号 まで	乳	143,110 (71,550)	+ 1,430 (710) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 246,100 211人～279人 269,100 280人～349人 291,100 320人～389人 332,100 400人～469人 402,100 480人～559人 472,100 600人～689人 507,100 770人～839人 542,100 840人～909人 571,100 910人～979人 612,100 1,050人～1,049人 682,100	+ 2,450 × 加算率 2,650 × 加算率 2,820 × 加算率 2,970 × 加算率 3,320 × 加算率 3,670 × 加算率 4,020 × 加算率 4,370 × 加算率 4,720 × 加算率 5,070 × 加算率 5,420 × 加算率 5,770 × 加算率 6,120 × 加算率 6,470 × 加算率 6,820 × 加算率	+ 37,970 + 330 × 加算率	
					71,550	+ 710 × 加算率				
		19/100 地域 区分	5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	142,010 (71,000)	+ 1,420 (710) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 246,500 211人～279人 269,500 280人～349人 296,500 330人～399人 339,500 400人～469人 400,500 480人～559人 470,500 600人～689人 506,500 770人～839人 546,500 840人～909人 576,500 910人～979人 616,500 1,050人～1,049人 686,500	+ 2,450 × 加算率 2,650 × 加算率 2,800 × 加算率 2,950 × 加算率 3,300 × 加算率 3,650 × 加算率 4,000 × 加算率 4,350 × 加算率 4,700 × 加算率 5,050 × 加算率 5,400 × 加算率 5,750 × 加算率 6,100 × 加算率 6,450 × 加算率 6,800 × 加算率	+ 84,390 + 790 × 加算率
						71,000	+ 710 × 加算率			
				6人 から 3号 まで	乳	142,010 (71,000)	+ 1,420 (710) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 246,500 211人～279人 269,500 280人～349人 296,500 330人～399人 339,500 400人～469人 400,500 480人～559人 470,500 600人～689人 506,500 770人～839人 546,500 840人～909人 576,500 910人～979人 616,500 1,050人～1,049人 686,500	+ 2,450 × 加算率 2,650 × 加算率 2,800 × 加算率 2,950 × 加算率 3,300 × 加算率 3,650 × 加算率 4,000 × 加算率 4,350 × 加算率 4,700 × 加算率 5,050 × 加算率 5,400 × 加算率 5,750 × 加算率 6,100 × 加算率 6,450 × 加算率 6,800 × 加算率	+ 37,970 + 330 × 加算率
						71,000	+ 710 × 加算率			
12/100 地域 区分			5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	138,710 (69,350)	+ 1,380 (690) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 238,400 211人～279人 256,300 280人～349人 288,100 320人～389人 322,900 390人～459人 396,600 480人～559人 458,300 600人～689人 492,100 770人～839人 526,900 840人～909人 558,800 910人～979人 598,600 1,050人～1,049人 691,300	+ 2,950 × 加算率 2,550 × 加算率 2,800 × 加算率 2,890 × 加算率 3,220 × 加算率 3,560 × 加算率 3,900 × 加算率 4,240 × 加算率 4,580 × 加算率 4,920 × 加算率 5,260 × 加算率 5,600 × 加算率 5,930 × 加算率 6,270 × 加算率 6,610 × 加算率	+ 84,390 + 790 × 加算率
						69,350	+ 690 × 加算率			
				6人 から 3号 まで	乳	138,710 (69,350)	+ 1,380 (690) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 238,400 211人～279人 256,300 280人～349人 288,100 320人～389人 322,900 390人～459人 396,600 480人～559人 458,300 600人～689人 492,100 770人～839人 526,900 840人～909人 558,800 910人～979人 598,600 1,050人～1,049人 691,300	+ 2,950 × 加算率 2,550 × 加算率 2,800 × 加算率 2,890 × 加算率 3,220 × 加算率 3,560 × 加算率 3,900 × 加算率 4,240 × 加算率 4,580 × 加算率 4,920 × 加算率 5,260 × 加算率 5,600 × 加算率 5,930 × 加算率 6,270 × 加算率 6,610 × 加算率	+ 37,970 + 330 × 加算率
						69,350	+ 690 × 加算率			
	12/100 地域 区分		5人 まで	1. 2歳児 3号	乳	138,710 (69,350)	+ 1,380 (690) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 238,400 211人～279人 256,300 280人～349人 288,100 320人～389人 322,900 390人～459人 396,600 480人～559人 458,300 600人～689人 492,100 770人～839人 526,900 840人～909人 558,800 910人～979人 598,600 1,050人～1,049人 691,300	+ 2,950 × 加算率 2,550 × 加算率 2,800 × 加算率 2,890 × 加算率 3,220 × 加算率 3,560 × 加算率 3,900 × 加算率 4,240 × 加算率 4,580 × 加算率 4,920 × 加算率 5,260 × 加算率 5,600 × 加算率 5,930 × 加算率 6,270 × 加算率 6,610 × 加算率	+ 84,390 + 790 × 加算率
						69,350	+ 690 × 加算率			
				6人 から 3号 まで	乳	138,710 (69,350)	+ 1,380 (690) × 加算率	休日保育の年間延長×利用子ども数 210人 238,400 211人～279人 256,300 280人～349人 288,100 320人～389人 322,900 390人～459人 396,600 480人～559人 458,300 600人～689人 492,100 770人～839人 526,900 840人～909人 558,800 910人～979人 598,600 1,050人～1,049人 691,300	+ 2,950 × 加算率 2,550 × 加算率 2,800 × 加算率 2,890 × 加算率 3,220 × 加算率 3,560 × 加算率 3,900 × 加算率 4,240 × 加算率 4,580 × 加算率 4,920 × 加算率 5,260 × 加算率 5,600 × 加算率 5,930 × 加算率 6,270 × 加算率 6,610 × 加算率	+ 37,970 + 330 × 加算率
						69,350	+ 690 × 加算率			

加算部分2

冷暖費加算	1 級地	1,650	4 級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単面に加算 1 級地から4 級地：国庫公営費の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級地	1,480	その他地域	110	
	3 級地	1,460			
除雪費加算	⑨		5,850		※3月初日の利用子ども単面に加算
障壁除去費加算	⑩		145,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算
施設機能強化推進費加算	⑪		150,000 (円産額) ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算
栄養管理加算	⑫		120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算
第三者評価受審加算	⑬		150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども単面に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

地区区分	児童区分	年齢区分	減価償却費加算				賃料加算				通称施設を指定しない場合	児童の福祉について、国庫公営費又は課税免除の特典を受ける児童の割合	児童を標準的に認める場合	
			A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	a 地区	b 地区	c 地区	d 地区				
19/100 地域	5人から19人まで	1, 2 歳児 乳児	6,400	7,100	7,500	8,200	7,500	7,100	7,800	8,200	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) + (9) × 7/100	(5) (7) + (8) × 59/100
			6,100	6,700	7,100	7,800	7,100	6,700	7,400	7,800	2,050	(5) (7) + (8) + (9) × 10/100	(5) (7) + (8) × 82/100	
			5,800	6,400	6,700	7,400	6,700	6,300	7,000	7,400	1,230	(5) (7) + (8) + (9) × 9/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
			5,500	6,000	6,300	7,000	6,300	5,900	6,600	7,000	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
19/100 地域	6人から19人まで	1, 2 歳児 乳児	6,400	7,100	7,500	8,200	7,500	7,100	7,800	8,200	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	(5) (7) + (8) × 59/100
			6,100	6,700	7,100	7,800	7,100	6,700	7,400	7,800	2,050	(5) (7) + (8) + (9) × 10/100	(5) (7) + (8) × 82/100	
			5,800	6,400	6,700	7,400	6,700	6,300	7,000	7,400	1,230	(5) (7) + (8) + (9) × 9/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
			5,500	6,000	6,300	7,000	6,300	5,900	6,600	7,000	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
19/100 地域	5人から19人まで	1, 2 歳児 乳児	6,400	7,100	7,500	8,200	7,500	7,100	7,800	8,200	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	(5) (7) + (8) × 59/100
			6,100	6,700	7,100	7,800	7,100	6,700	7,400	7,800	2,050	(5) (7) + (8) + (9) × 10/100	(5) (7) + (8) × 82/100	
			5,800	6,400	6,700	7,400	6,700	6,300	7,000	7,400	1,230	(5) (7) + (8) + (9) × 9/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
			5,500	6,000	6,300	7,000	6,300	5,900	6,600	7,000	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
19/100 地域	6人から19人まで	1, 2 歳児 乳児	6,400	7,100	7,500	8,200	7,500	7,100	7,800	8,200	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	(5) (7) + (8) × 59/100
			6,100	6,700	7,100	7,800	7,100	6,700	7,400	7,800	2,050	(5) (7) + (8) + (9) × 10/100	(5) (7) + (8) × 82/100	
			5,800	6,400	6,700	7,400	6,700	6,300	7,000	7,400	1,230	(5) (7) + (8) + (9) × 9/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
			5,500	6,000	6,300	7,000	6,300	5,900	6,600	7,000	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
19/100 地域	5人から19人まで	1, 2 歳児 乳児	6,400	7,100	7,500	8,200	7,500	7,100	7,800	8,200	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	(5) (7) + (8) × 59/100
			6,100	6,700	7,100	7,800	7,100	6,700	7,400	7,800	2,050	(5) (7) + (8) + (9) × 10/100	(5) (7) + (8) × 82/100	
			5,800	6,400	6,700	7,400	6,700	6,300	7,000	7,400	1,230	(5) (7) + (8) + (9) × 9/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
			5,500	6,000	6,300	7,000	6,300	5,900	6,600	7,000	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
19/100 地域	6人から19人まで	1, 2 歳児 乳児	6,400	7,100	7,500	8,200	7,500	7,100	7,800	8,200	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	(5) (7) + (8) × 59/100
			6,100	6,700	7,100	7,800	7,100	6,700	7,400	7,800	2,050	(5) (7) + (8) + (9) × 10/100	(5) (7) + (8) × 82/100	
			5,800	6,400	6,700	7,400	6,700	6,300	7,000	7,400	1,230	(5) (7) + (8) + (9) × 9/100	(5) (7) + (8) × 7/100	
			5,500	6,000	6,300	7,000	6,300	5,900	6,600	7,000	4,930	(5) (7) + (8) + (9) × 12/100	(5) (7) + (8) × 7/100	

2 公定価格（案）における 処遇改善等加算に係る加算率認定申請について

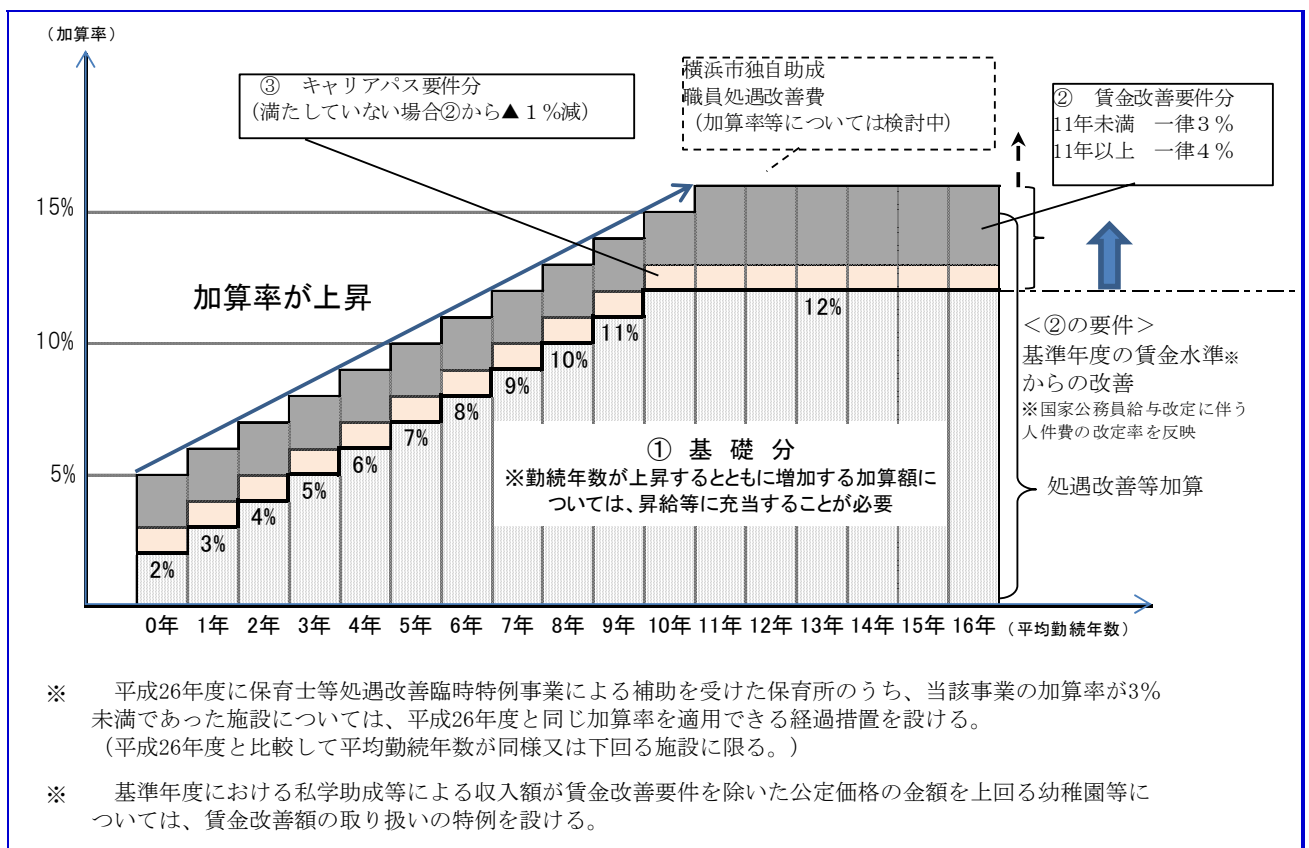
1 処遇改善等加算とは

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に共有していくために「長く働くことができる」職場を構築することが必要です。処遇改善等加算は、国の賃改善に盛り込まれ、平成27年4月から実施されることになる加算項目です。職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うものとして、支給されます。

2 加算率の算定について

加算率は、毎年4月1日現在におけるその施設・事業者にて在職するすべての常勤職員の平均勤続年数に応じて、下表のとおり適用されます。

- ※1 非常勤職員であっても1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は常勤とみなします。
- ※2 派遣職員であっても、上記の勤務時間を満たしている場合は算定の対象とします。
- ※3 年度途中において職員の異動があっても加算率は変更しません。



※ 横浜市の『職員処遇改善費』は、国の処遇改善費の『賃金改善要件分』に平均勤続年数に応じた加算率を上乗せする方法で検討しています。

※ 市の基準で加配している職員に関する処遇改善等加算については、職員配置加算に含まれます。

- ① 基礎分は、職員 1 人当たりの平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 『賃金改善要件分』は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、基本給のベースアップや一時金等による賃金改善（基準年度^{※1}からの改善）に確実に充当することが要件。（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）

※1 基準年度

- ・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
- ・ 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度の賃金

＋ 公定価格における人件費の改定率（毎年通知）

- ③ 『キャリアパス要件分』は、役職や職務内容等に応じた勤務条件及び賃金体系の設定並びに資質向上のための計画と当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保及び職員の能力評価が要件。

3 平均勤続年数の算定について

平均勤続年数は、現に勤務する施設における勤続年数に過去の児童福祉施設等における勤続年数を合算して算出します。

(1) 通算履歴の確認方法

対象職員の過去の勤務履歴については、加算対象施設の場合のみ積算できます。対象施設の在職証明等をもって、勤務履歴を確認し、積算をしてください。勤務履歴が確認とれないものについては、加算できません。

確認した資料は、写しを施設で保管していただき、原本は本人にお返しいただいて構いません。紛失しないように保管をお願いしてください。

- ① 国の会計検査や本市監査等で、提出をお願いすることがあります。
- ② 平成 26 年度に民改費の対象施設となっている既存の施設は、新規雇用者、及び平成 26 年度の対象者に新規加算対象施設を加える場合についてのみ、同様の証明をもって加算することとします。

(2) 過去の勤務歴の対象施設

対象事業項目	詳細	H27
教育・保育施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園	一部新
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業他	H27 新
学校教育法第1条に定める学校及び同法第二百二十四条に定める専修学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校	H27 新
社会福祉事業第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホームなど病児保育事業等の第2種社会福祉事業	一部新
児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所一時保護施設	
認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設 ^{*1} 、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設 ^{*2} 及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所 ^{*3} における移行前の認可外保育施設として運営していた期間	<p>※1）横浜保育室や認証保育所（単独保育施策による施設として認可された日から）</p> <p>※2）認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設（H17.4.1以降、証明書の発行期間に勤務していた履歴のみ加算可）</p> <p>※3）現行制度において家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、小規模保育モデル事業等を実施していた期間 市内の対象施設の証明書発行期間等については、3月上旬にホームページに掲載する予定です。</p>	H27 新
医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、助産所	看護師のみ	

(3) 勤務履歴の確認資料（参考）

挙証資料	詳細
在職証明、雇用証明、	
過去の勤務先で社会保険に加入していた場合	厚生年金の加入記録 (勤務先の会社名と加入年月が記載のもの)
社会保険未加入の場合、国民年金に加入していた場合	雇用契約書と給与明細書等 (勤務先の名称がわかるもの)
派遣職員として、該当の施設に勤務していた場合	派遣先の事業所の発行する証明、派遣会社の派遣証明等
廃園した施設等	上記書類が確認でき、自治体等で上記事業に該当すると確認できた場合のみ算定

4 加算率の認定申請について

制度自体が変わるため、全施設全職員の申請が必要です。

提出書類

	提出書類名 (仮)	対象、枚数	その他
(1)	処遇改善等加算に係る加算率認定申請書	各施設 1 枚	様式は、現在調整中ですので、決定次第ホームページに掲載します。
(2)	職員履歴報告書 (A 票)	各職員 1 枚ずつ	
(3)	賃金改善計画書	1 枚	
(4)	賃金改善計画書 (内訳表)	1 枚	
(5)	キャリアパス要件届出書	1 枚	適用になる場合最初の年のみ

※ (3)、(4)、(5)の賃金改善加算に関する書類は、平成 27 年度は制度の詳細と、申請方法が決まり次第別途提出日を設けます。

ただし、平均勤続年数に応じた加算率で 4 月からの支払いが始まるため、平成 27 年度においては、本計画による賃金改善とキャリアパス要件を実施をされるかどうかを申請していただき、その加算率で給付を進めます。

※ 給付システムで支払いをするのに必要な職員情報、平均勤続年数を、横浜市のシステムに入力する必要があるため、平成 27 年 4 月 1 日の職員の状況が分かり次第、(1)の加算率認定申請書についてエクセルデータを作成し、メールでお送りください。エクセルデータの提出は平成 27 年 4 月 3 日 (金)とします。別途正式に依頼しますので、提出期限までに必ず提出できるよう雇用している職員の勤務履歴の確認や資料収集などのご準備をお願いします。

※ その後、(1)(2)の書類について、郵送でお送りいただきます。履歴内容等を確認し、後日確認、訂正の連絡をする場合がありますので、ご了承ください。

処遇改善等加算に係る加算率認定申請書の記入上の注意

1 処遇改善等加算に係る加算率認定申請書の対象職員について

申請書に記載しなければならない職員は、4月1日現在、以下の全ての項目に該当する全ての職種の職員です。

- 所定労働時間が「1日6時間以上かつ月20日以上」の勤務条件の常勤及び非常勤職員
- 有給の休職者（産前産後休暇、介護休暇、傷病休暇等で無給休職の場合は対象外）

2 職員履歴報告書（A票）記入上の注意について

【現在の勤務施設・状況】

勤務開始日	平成〇〇年〇月〇日 <u>その施設</u> で勤務を開始した日、もしくは休職等から復帰された日等、対象となった日をご記入ください。
職 種 欄	「園長・施設長」、「副園長・教頭」、「教諭」、「保育士」、「保育従事者（無資格）」、「栄養士」、「調理員」、「保健師・助産師・看護師」、「事務職員」、「家庭的保育者」、「家庭的保育補助者」、「子育て支援員」、「その他の職員」の中から記入。 ※ 「保育教諭」の場合は「教諭」と記入。 (申請書と同じ職種であること)
資 格 欄	職種欄に記載の職種が、資格を要する職種の場合は、必須。 ※ 「保育教諭」の場合は、保育士と幼稚園教諭の資格が記載されていること。
表 彰 欄	厚生労働大臣表彰、横浜市市長表彰、保育賞等の受賞歴を記入

【過去の勤務歴】

● ページの対象施設における勤続年数のうち、勤務履歴を確認できた履歴について記載すること。	
施設名称	「〇〇保育園」等施設名を記入してください。 家庭保育福祉員等、施設名がない場合は、回答の氏名を記入してください。
施設の所在地	「〇〇（都・道・府・県）〇〇（市・区・町・村）」まで記入してください。
勤務期間	「〇年〇月〇日」まではっきり記入してください。

注) 無給の休職期間（育児休業・介護休業を含む）については勤務歴に入れないでください。
休職取得前の期間は同一施設であっても「過去の勤務履歴」欄に記載してください。

3 職員の平均勤続年数の算定方法について

- 個々の職員の勤続年数の算出については、平成27年4月1日現在により算出すること。
ただし、27年4月1日採用のものは、0年0月とする。
- 採用年月日の翌年（又は翌月）において、応募する日の前日をもって1年（又は1か月）と計算する。
【例：26年4月1日採用 → 26年4月30日で1か月、27年3月31日で1年】
- 1か月未満の日数は場合は1か月に切り上げる。
【例：26年4月1日採用 → 27年4月1日時点で1年と1日＝1年1か月】
- 職員1人当たり平均勤続年数（C欄）の算出は、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てとする。

〈期間計算の例〉平成27年4月1日現在

事 例	経験年数	内 訳
1 26年4月1日採用	1年1か月	26/ 4/ 1→27/ 3/31＝1年 27/ 4/ 1＝1日→1か月
2 26年4月2日採用	1年	26/ 4/ 2→27/ 4/ 1＝1年
3 26年4月20日採用	1年	26/ 4/20→27/ 3/19＝11か月 27/ 3/20→27/ 4/ 1＝10日→1か月
4 27年3月31日採用	1か月	27/ 3/31→27/ 4/ 1＝2日→1か月
5 他の社会福祉施設に26年4月20日から6月1日まで勤務し、7月1日から現施設に勤務している場合	現施設：10か月 前 歴：2か月	現職：26/ 7/ 1→27/ 3/31＝9か月 27/ 4/ 1＝1日→1か月 前職：26/ 4/20→26/ 5/19＝1か月 26/ 5/20→26/ 6/ 1＝13日→1か月
6 他の社会福祉施設に26年4月20日から6月1日まで勤務し、6月2日から現施設に勤務している場合	現施設：10か月 前 歴：2か月	現職：26/ 6/ 2→27/ 4/ 1＝10か月 前職：26/ 4/20→26/ 5/19＝1か月 26/ 5/20→26/ 6/ 1＝13日→1か月
7 27年4月1日採用	0か月	26/ 4/ 1＝1日→0か月 ※このパターンのみ例外

ご注意ください!

間違いやすい点について

処遇改善等加算に係る加算率認定申請書については、提出いただいた書類に基づいて算定していますが、該当施設がみつからなかったり、確認にかなりの時間を必要とします。

誤りの多い点は次の通りです。

	項目	誤	正
A 票	□ 勤務開始日	育休など取得者が、雇用された日が入っている。	休職期間より前の期間は、過去の勤務歴にいれます。 休職から復帰した日を入れてください。
		認可日より前の日付が入っている。	開所準備で同施設・事業者で働いていた日付は対象になりません。
	□ 過去の勤務歴	加算対象外の施設が入っている。	対象の施設・事業者かどうかを確認して申請してください。
		所在地が「〇〇市」のみ	似ている保育施設の名前も有り、対象の施設・事業者かどうか確認できません。 市区町村まで記入してください。 すでに廃園した事業所・施設であれば、その施設が対象施設か確認できない場合は対象外になります。
	勤務期間が「年月」まで	日にちで月数が変わってきます。日にちまで入れてください。	
	公立保育園の勤務歴をまとめる	施設ごとに記入してください。	
申 請	□ 職種	A票の職種と異なっている	正しい方に統一してください。
	□ 現に勤務する施設の勤続年数	4月1日採用者が1か月と入っている	当該年度4月1日採用者は0か月になります。
休業期間も含めている		休業から復帰した日以降の勤続年数になります。休業に入る前は②その他の社会福祉施設に入れてください。	
書	□ 対象者	法人本部に勤務している事務職が入っている	対象外です。 施設に勤務している場合のみ記入できます。

※) 提出書類の確認もれや、正しい年月の通知もれなどがあつた場合は、提出書類の確認時に質問させていただきます。対象外の施設を削除することで、平均勤続年数、加算率が変更になることがあります。その際は、すでに支払いをしている金額の過誤・再請求の手続きが必要になりますので、ご了承ください。

平成 27年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書

横浜市長殿

平成 27 年 4 月 1 日

※提出先は「こども青少年局保育教育運営課」
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市こども青少年局保育教育運営課
処遇改善等加算担当

市 町 村 名	横浜市
施設・事業所名	さんぶる第二保育園
施設・事業所類型	保育所
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
設置者	横浜 花子 印

① 〇をもとに適用される基礎分の値	② 賃金改善要件分の値 ③が否の場合は、キャリアパス要件分の値を減じること。	③キャリアパス要件	施設・事業所に適用される加算率(①+②)
%	適・否	適・否	%

※保育所における経過措置に該当する場合のみ
記入すること。

平成26年度の平均勤続年数	前年度賃金改善要件分の値
%	%



平成27年度 処遇改善等加算に係る加算率の認定について、次のとおり申請します。また、以下のとおり相違ありません。

- 1 その他の社会福祉施設の通算勤続年数については、個々の履歴を確認の上、積算対象施設を記載した職員履歴報告書を別途提出していること。
- 2 4月1日現在、産休・病休の職員がいる場合は、有給の場合のみ記載していること。

定 員	100	地域区分	16/100	開設年月日	昭和60年4月1日	
氏 名	職 種	現に勤務する施設・事業所の勤務開始日	現に勤務するア施設・事業所の勤続年数	その他の施設・事業所の通算勤続年数	ウ合計 ア+イ	その職種の資格取得年月日
1	〇〇 〇〇 園長・施設長	昭平 60年 4月 1日	30 年 1 月	5 年 0 月	35 年 1 月	年 月 日
2	〇〇 〇〇 保育士	昭平 16年 4月 1日	11 年 1 月	年 月	11 年 1 月	H5年 3月31日
3	〇〇 〇〇 保育士	昭平 20年 4月 1日	7 年 1 月	8 年 6 月	15 年 7 月	H22年 3月31日
4	〇〇 〇〇 保育士	昭平 20年 4月 1日	7 年 1 月	年 月	7 年 1 月	H11年 3月31日
5	〇〇 〇〇 調理員	昭平 23年 4月 1日	4 年 1 月	2 年 0 月	6 年 1 月	年 月 日
6	〇〇 〇〇 栄養士	昭平 23年 4月 1日	4 年 1 月	年 月	4 年 1 月	H22年 3月31日
7	〇〇 〇〇 保育従事者(園長補)	昭平 25年 4月 1日	2 年 1 月	年 月	2 年 1 月	年 月 日
8		昭平 年 月 日	年 月	年 月	年 月	年 月 日
9		昭平 年 月 日	年 月	年 月	年 月	年 月 日
10		昭平 年 月 日	年 月	年 月	年 月	年 月 日
合 計	A 7 人				B 80 年 13 月	
職員1人当り平均勤続年数	(算式) B÷A=C (6月以上の端数は切り上げ)			C	12	年

- 注) 1 職員1人あたりの平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めない者とする。

- 勤務履歴例(全て常勤)
- 平成20年4月1日、A県B市D幼稚園入職
 - 平成20年3月31日、A県B市D幼稚園退職
 - 平成20年4月1日、A県B市C保育園入職
 - 平成21年3月1日、A県B市C保育園退職
 - 平成21年4月1日、さんぶる保育園入職
 - 平成22年1月15日、さんぶる保育園を退職
 - 平成22年4月1日、さんぶる保育園復職
 - 平成23年4月1日、さんぶる第二保育園に異動
 - 平成25年3月15日さんぶる第二保育園退職
 - 平成27年4月1日さんぶる第二保育園に復職

ちなみにこの場合の勤続年数は、計4年10か月です。

(内訳)

- ① ・23/4/1～24/3/31→1年
- ・24/4/1～25/2/28→11か月
- ・24/3/1～24/3/15→15日→1か月 計24か月→2年
- ② ・22/4/1～23/3/31→12か月→1年 計1年
- ③ ・21/4/1～21/12/31→9か月
- ・22/1/1～22/1/14→14日→1か月 計10か月
- ④ ・20/4/1～21/2/28→11か月
- ・21/3/1～21/3/1→1日→1か月 計12か月→1年

※「現に勤務する施設の勤続年数」→27/4/1～0か月
採用(復帰)日と基準日が同じ日の場合、初年度は0か月です。

上記履歴の場合、A票の記載内容は下記ようになります。

職員履歴報告書

(A票)

NO

秘

【現在の勤務施設・状況】

施設名	さんぶる第二保育園	氏名	マルマル マルマル	性別	男・女
勤務開始日	27年 4月 1日	職 種	保育士	生年月日	T.S.H. 〇〇年 〇月 〇日

退職から復帰の場合は復帰日を記入
この日以降の勤務が、現施設での勤務日数になります。

※NO欄は記入しないでください

1. 職種欄は「同じ」「副園長・教頭」、「保育教諭」、「教諭」、「保育士」、「保育従事者(無資格)」、「栄養士」、「調理員」、
「家庭的保育者」、「家庭的保育補助者」、「子育て支援員」、「その他の職員」の中から
下の職種から選んでください。

2. 申請書の職種欄と同じ職種であること。

資格の種類	取得年月日
資格 保育士	S・H 〇〇年 〇月 〇日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

〇月〇日まで記入してください。
保育士免許の登録年月日です。
※保育士免許が手元になく、登録手続き中の者は、保育士登録済通知書(はがき)の登録年月日を記入してください。

表彰の種類	受賞年月日
表 彰 欄	S・H 年 月 日
	S・H 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

市区町村まで記入してください。
民改費の対象施設かどうか確認できません。

※ 国や市の表彰者として表彰された場合があります。

【その他の施設の勤務履歴】 ※1: 積算対象の施設における勤務履歴のみ記入 ※2: 自施設で過去の勤務履歴も記入
※3: 直近のものから順番に遡って記入 ※4: 退職から復帰の場合は、退職取得前の経歴を【過去の勤務履歴】に記入

①	施設名称	杜福)さんぶる会 さんぶる第二保育園	所在地	横浜市さんぶる区
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()		
	職 種	保育士	勤務期間	S (H) 23年 4月 1日 ~ S (H) 25年 3月 15日
②	施設名称	杜福)さんぶる会 さんぶる保育園	所在地	横浜市さんぶる区
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()		
	職 種	保育士	勤務期間	S (H) 22年 4月 1日 ~ S (H) 23年 3月 31日
③	施設名称	杜福)さんぶる会 さんぶる保育園	所在地	横浜市さんぶる区
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()		
	職 種	保育士	勤務期間	S (H) 21年 4月 1日 ~ S (H) 22年 1月 14日
④	施設名称	B市立C保育園	所在地	A県B市
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()		
	職 種	保育士	勤務期間	S (H) 20年 4月 1日 ~ S (H) 21年 3月 1日
⑤	施設名称		所在地	
	施設種別	①幼稚園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 ⑤高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他()		
	職 種		勤務期間	S・H 年 月 日 ~ S・H 年 月 日

〇月〇日まで記入してください。
日にちによってひと月変わってきます。

対象外となる施設での勤務歴及び民改費対象外となる勤務条件(1日6時間未満もしくは月20日未満)の期間は記入不要です。

退職から復帰された場合、退職からの復帰日が勤務開始日となります。

※無給の退職期間については勤続年数に含まれません。
その為、退職期間前の勤続年数については、同一施設であっても、過去の勤務歴に記載してください。

勤務時間については4月1日現在の雇用契約に基づいた所定労働時間、所定労働日数で記入してください。

資格欄に記入する場合は取得年月日を必ずお書きください。

応募日の前日を以って1か月を経過したものと考えます。(平成23年4月1日の場合、毎月1日が応募日)。

なので、平成25年2月28日で1年11か月となり、平成25年3月15日で15日 → 1月未満切上げなので2年となります。

同一法人内でも、異動等で所属施設が変更となる場合は新たに記入をしてください。

退職や勤務時間の変更等で民改費対象から外れ、その後に復帰等で再度民改費対象職員となった場合は同一施設でも、退職からの復帰日を勤務期間の開始日として、新たに記入をしてください。

無給の退職を取得した時は退職開始日の前日を勤務期間の終了日として記入してください。

賃金改善要件、キャリアパス要件について

1 概要

国の処遇改善等加算及び市の職員処遇改善費の賃金改善要件は、職員の平均勤続年数に応じた加算率により、基礎分に上乗せして支払われるもので、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に当てることが要件とされています。

キャリアパス要件分は、役職や職務内容に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保が要件とされています。キャリアパスに適應されない場合は、賃金改善要件の加算率から1%減算されます。

(1) 賃金改善要件について

- 助 成 対 象： 子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設（指定管理を除く）及び特定地域型保育事業所の職員
- 賃金改善対象職員： 施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員を含む）
ただし法人の役員は対象外
- 使 途： 職員の賃金改善に要した費用
(法定福利費等の事業主負担等を含む)
給与の改善方法や改善額及び改善を行う職員の範囲は、改善を行う施設・事業者において決定する。決定方法については、すべての職員に周知をし、実施する。
- 加 算 要 件： 基準年度の職員の賃金に対して、基本給のベースアップや一時金、賞与の上乗せなどにより、賃金改善をした場合にのみ助成
賃金改善計画の作成と実績報告を求める。また、その旨を職員に周知していることが必要。
- 基 準 年 度： ①支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
②平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度の賃金
＋ 公定価格における人件費の改定率（毎年通知）
- 加 算 額： 各月初日の利用子ども数（広域含む）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数 × 「処遇改善加算の単価*の合計額」 × 「賃金改善要件分に係る加算率（%） × 100」 × 12 月（12 月に満たない場合は、支援法による確認を受けたときから直近の 3 月までの月数）（千円未満切り捨て）
※単価は、公定価格の人件費に充てるため項目にそれぞれ設定されている
- 助成額の特例： 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設で、「保育士等処遇改善臨時特例事業における補助を受けた施設」のうち、平成 27 年度の平均勤続年数が前年度と同じ年数かそれ以下の場合で、加算率

が3%以下だった場合、3%以下の加算率を適用することも可。

- 差額について：賃金改善額が加算実績総額に満たない場合は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。
- 施設・事業者間配分：同一の法人が複数の施設・事業所を運営する場合は、施設ごとの内訳表を提出することで、配分が可能。(他市町村間の場合も含む)

(2) キャリアパス要件について

キャリアアップに対応した仕組みを導入し、以下の要件を満たさない場合には、加算率1%を減算する。(①及び②に該当していること。)

- ① 次のア～ウ全ての要件を満たす。
 - ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。
 - イ アに掲げる職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めている。
 - ウ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。
- ② 次のア～イすべての要件を満たす。
 - ア 職員と意見交換を踏まえた資質向上のための目標
 - イ アのための具体的な取組内容の策定
 - (ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う(計画書提出)
 - (イ) 資格取得のための支援の実施(研修のためのシフトの調整、受講料の援助等)

(案)

別紙様式3

平成 年度キャリアパス要件届出書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

キャリアパスに関する要件について

次の内容について、当てはまるものに○をつけること。 (①及び②に該当していれば本要件を満たす。)		
① 次のaからcまでのすべての要件を満たす。	該当 ・ 非該当	
a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。		
b 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。		
c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。		
② 次のd及びeの要件を満たす。	該当 ・ 非該当	
d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標		
e dの実現のための具体的な取組みの内容		ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。(資質向上のための計画を添付すること。)
		イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業者名
 代表者名

印

現時点で国から示されている案の要件等をお示ししています。
 今後平成27年4月以降に説明会を実施する予定です。

3 地域型保育向上支援費（本市独自助成）について

《概要》

地域型保育事業における保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成します。また、新制度移行に係る事務量の増加への対応等、安定した運営を維持するための経費を助成します。

《助成項目（単価は基本的に月額です）》

I 全事業共通項目

（1）職員処遇改善費

職員の平均勤続年数や賃金改善、キャリアアップや研修、能力評価の取組に応じて助成する安定的な雇用、昇給や給与改善、職員確保のための経費です。平均勤続年数に応じた市独自加算率による加算を実施します。

	太枠網掛け部分が職員処遇改善費
経験年数加算	平均勤続年数に応じた市独自加算
	処遇改善等加算（国）賃金改善分
	処遇改善等加算（国）基礎分
配置加算分	公定価格

ア 支給条件

- ・雇用状況表等で市基準の職員配置を満たすこと
- ・賃金改善等、職員の処遇改善等加算を改善するための取組、キャリアアップや研修、能力評価を実施していること

イ 単価（案）

平均勤続年数に応じて本市独自の加算率を国の賃金改善要件分（3%）に上乗せする方法で検討中です。

（2）システム化経費助成

請求明細作成ソフトを用いて請求を行うための経費を助成します。

ア 支給条件

請求明細作成ソフトを用いて請求を行う園に助成します。

イ 単価（案）

1園あたり 30,000円

(3) 食育推進助成

食事提供をとおして、創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う園に対して人件費等を公定価格に上乗せして助成します。

ア 支給条件

①自園調理を実施している場合に調理員等を雇用するための経費を助成します。

委託の場合も助成対象とします。

②栄養士を雇用している場合に、調理員の雇用経費との差額相当分（格付け加算）を助成します。

イ 単価（案）

①1園あたり 91,500円

②1園あたり 34,400円

(4) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。委託・お弁当等の場合も助成対象です。

※生活管理指導表は、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに規定された様式で、全施設・事業共通です。（様式は別添をご参照ください）

ア 支給条件

①アレルギー対応マニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応していること

②利用定員に対する対象児童の割合が1%以上であること（小数点以下切り捨て）
（対象児童が1人以上いれば助成対象）

イ 単価（案）

1園あたり 24,400円

(5) 第三者評価受審費助成

横浜市の指定評価機関で受審した場合に5年に1回受審費用を助成します。

ア 支給条件

横浜市の指定評価機関で受審すること

イ 単価（案）

1園につき5年に1回60万円を上限に助成します。

第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、公定価格分を差し引いて助成します。⇒園への支給総額は変更ありません。

※地域型保育事業に対する第三者評価の内容については、現在検討中です。

(6) 障害児等受入加算

「横浜市特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱（仮称）」に基づき、障害児または特別な支援を必要とする児童を保育するために必要な職員を加配するための経費です。

※園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる決定による

イ 単価（案）

【小規模保育事業・事業所内保育事業】

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

	(対象児童1人あたり)	
標準時間認定 (11時間)	重度(1:1)	306,000円
	中度(2:1)	227,200円
	軽度(3:1)	147,700円
	特別支援	92,800円
短時間認定 (8時間)	重度(1:1)	229,500円
	中度(2:1)	167,400円
	軽度(3:1)	108,700円
	特別支援	69,600円

【家庭的保育事業】

対象児童の障害等の程度の判定に関わらず、

1人あたり 35,320円

(公定価格の障害児保育加算(処遇改善等加算を除く)と同額)

(7) 保育士等雇用対策費(平成31年度末まで)

利用定員を満たしていない場合でも、定員分の保育従事者を確保する必要があるため、4～6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ)公定価格の基本分単価(1、2歳児の保育短時間認定)の2分の1を空き定員児童数に応じて助成します。

※事業所内保育事業は地域枠部分のみに適用します。

ア 支給条件

利用定員分の保育従事者を確保していること

月末に空き定員があること(年齢別の定員ではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします。)

イ 単価(案)

空き定員1人あたり 公定価格の基本分単価(1、2歳児の保育短時間認定)の2分の1

Ⅱ 小規模保育事業・家庭的保育事業共通項目

(1) 家賃助成

実施施設の賃借に要する費用を助成します。

ア 支給条件

適正に交わされた賃貸借契約書の写しを提出すること

イ 単価(案)

【小規模保育事業】

契約金額(月額)の4分の3と公定価格における賃借料加算の支給額との差額を助成します。⇒園への給付総額は変更ありません。

・基準上限額 300,000円

・補助率 3/4

・助成上限額 225,000円

【家庭的保育事業】

下記上限額と公定価格における賃借料加算の支給額との差額を助成します。

⇒園への給付総額は変更ありません。

・1園あたり 上限50,000円

(2) 賠償責任保険料助成

賠償責任保険料等について下記金額を上限として実費を助成します。

ア 支給条件

賠償責任保険等の証券又は団体加入者票等の写しを提出すること。

年度中1回のみ助成。

イ 単価(案)

【小規模保育事業】

利用定員1人あたり 上限 7,000円(年額)

【家庭的保育事業】

3人定員(3人まで) 上限20,200円(年額)

3人定員(4人まで) 上限26,800円(年額)

5人定員 上限27,800円(年額)

Ⅲ 小規模保育事業・事業所内保育事業共通項目

(1) 被虐待児童対応費

虐待が疑われ事業を利用する児童で、職員の加配が必要と福祉保健センター長が認める場合に助成します。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる決定

イ 単価(案)

(対象児童1人あたり)

229,500円

(2) 産休代替職員雇用費

常勤職員（保育士・看護師・調理員・栄養士等）のうち出産や疾病のため有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を雇用するための経費です。

代替で雇用した職員の職種・雇用実績ではなく、有給で2週間以上産休・病休が継続する常勤職員の職種と休暇・療養期間に応じた助成になります。

ア 支給条件

産休・病休期間が有給であり2週間以上継続すること。

以下の書類を確認します。

- ・産休・病休期間が有給であると分かる就業規則
- ・休暇・療養職員の療養前の勤務実績と勤務時間が分かる書類
- ・休暇・療養期間が分かる書類

イ 単価（案）

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態に応じた助成です。

例) 1日8時間・週5日勤務の保育士が有給で産後休暇を8週間取得した場合
 $8（時間） \times 8（週間） \times 5（日） \times 1,224円 = 391,680円$

保育士・家庭的保育者	1,224円
看護師等・栄養士・調理師	1,156円
無資格（調理員等）・家庭的保育補助者	1,056円
※単価はすべて時給	

IV 小規模保育事業（A型・B型）・事業所内保育事業共通項目

(1) 看護職雇用加算

児童の処遇向上のため、看護職の職員を雇用している場合に、保育士の雇用経費との差額相当分（格付け加算）を助成します。

対象：非常勤・常勤の看護師、常勤の保健師・助産師・准看護師

ア 支給条件

該当職員を雇用している場合に各園1人まで

イ 単価（案）

(1園あたり)	
看護師格付け経費	(非常勤) 56,200円
	(常勤) 66,100円
保健師・助産師格付け経費	(常勤) 79,300円
准看護師格付け経費	(常勤) 15,200円

(2) 安全な保育を実施するための職員雇用費

開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2人以上の保育従事者を配置し、安全な保育を実施するために保育士を雇用するための経費です。

ア 支給条件

市基準の職員配置及びその他補助金等で配置する職員の他に保育士を雇用していること
非常勤職員の雇用実績に応じて助成します。

イ 単価 (案)

1園あたり 91,800円

V 小規模保育事業 (C型) のみの項目

(1) 補助員雇用費 (小規模保育事業C型)

開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2人以上の保育従事者を配置し、安全な保育を実施するために家庭的保育補助者を雇用するための経費です。

ア 支給条件

市基準の職員配置及びその他補助金等で配置する職員の他に家庭的保育補助者を雇用していること
非常勤職員の雇用実績に応じて助成します。

イ 単価 (案)

1園あたり 82,500円

(2) 家庭的保育者1名分加配加算

児童の処遇向上のため、家庭的保育者を3名雇用している場合に、家庭的保育補助者の雇用経費との差額相当分 (格付け加算) を助成します。

ア 支給条件

家庭的保育者を3名雇用している場合に助成します。

イ 単価 (案)

1園あたり 46,200円

VI 家庭的保育事業のみの項目

(1) 補助員雇用費（家庭的保育事業）

家庭的保育補助者を雇用するための経費です。

ア 支給条件

1か月あたりの経費については、家庭的保育補助者を実際に雇用した時間と上限を比較して少ない額を支給します。

基礎研修受講参加時間分については、家庭的保育補助者として雇用予定の方が基礎研修に参加した時間数の実績に応じて支給します。

現任研修時代替保育実施分については、家庭的保育補助者（保育士資格有）を実際に雇用した時間数に応じて支給します。

イ 単価（案）

- ・ 1か月あたりの経費上限額

1園あたり 330,000円（275時間（11時間×25日）×1,200円）

※公定価格における家庭的保育補助者加算の支給額との差額を助成します。

⇒園への給付総額は変更ありません。

- ・ 基礎研修受講参加時間分及び現任研修時代替保育実施分

1時間あたりの単価 1,200円

(2) 設備助成費

家庭的保育事業を実施するために必要な設備の整備に要する経費を助成します。

ア 支給条件

5人型移行時又は自園調理移行時で要件を満たす場合

イ 単価（案）

年額上限

- ・ 5人型移行 100,000円

- ・ 自園調理移行 1,300,000円

⌈	うち調理設備改修、手洗設備設置等	1,000,000円
	冷蔵庫、調理器具等の備品等購入費	300,000円

(3) 家庭保育福祉員に係る経費の見直し点とその理由

職員や児童の健康診断経費については、公定価格に含まれることになるため、これらに係る経費は廃止します。

また、公定価格における処遇改善等加算や職員処遇改善費の仕組みの導入に伴い、職員の平均勤続年数・経験年数等に応じた人件費の加算も行われるため、協力記念品代も廃止します。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 年 月 日

名前

男・女 平成 年 月 日生 (歳

ヶ月)

組

1 病型・治療		2 保育所での生活上の留意点	
A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1 食物アレルギーの関与する乳児性アトピー性皮膚炎 2 即時型 3 その他 (新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)		A 給食・離乳食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定	
B アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1 食物 (原因) 2 その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー)		B アレルギー用調整粉乳 1 不要 2 必要 下記該当ミルクに○、又は () に記入 ミルフィーユ・ニューMA-1・MA-1・MA-mi・ペブアディエット エレメンタルフォーミュラ その他 ()	
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ < > 内に診断根拠を記載 1 鶏卵 < > 2 牛乳・乳製品 < > 3 小麦 < > 4 ソバ < > 5 ピーナッツ < > 6 大豆 < > 7 ゴマ < > 8 ナッツ類 * < > 9 甲殻類 * < > 10 軟体類・貝類 * < > 11 魚卵 * < > 12 魚類 * < > 13 肉類 * < > 14 果物類 * < > 15 その他 * < > *類は () の中に具体的に記載すること。		C 食物・食材を扱う活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定	
D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2 アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3 その他 ()		D 宿泊を伴う園外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要	
E 除去食品で摂取不可能なもの 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1 鶏卵: 卵殻カルシウム 2 牛乳・乳製品: 乳糖 3 小麦: 醤油・酢・麦茶 6 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7 ゴマ: ゴマ油 12 魚類: かつおだし・いりこだし 13 肉類: エキス		E 除去食品で摂取不可能なもの 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1 鶏卵: 卵殻カルシウム 2 牛乳・乳製品: 乳糖 3 小麦: 醤油・酢・麦茶 6 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7 ゴマ: ゴマ油 12 魚類: かつおだし・いりこだし 13 肉類: エキス	
F その他、配慮・管理事項 (自由記載)		F その他、配慮・管理事項 (自由記載)	
★保護者 (電話)		★保護者 (電話)	
★連絡医療機関 (医療機関名)		★連絡医療機関 (医療機関名)	
【緊急連絡先】		【緊急連絡先】	
除去期間および再評価の見直し 1 6ヶ月 2 12ヶ月		除去期間および再評価の見直し 1 6ヶ月 2 12ヶ月	
記載日 年 月 日		記載日 年 月 日	
医師名		医師名	
医療機関名		医療機関名	

アナフィラキシー (あり・なし)
 食物アレルギー (あり・なし)

様式(案)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	
補助員 氏名及び雇用時間	横浜 浜子 資格(有) 40歳	始 7:30			7:30	7:30	7:30	7:30	7:30			7:30	7:30	7:30	7:30	7:30			
	終 13:30				13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			
	始																		
	終																		
補助員 氏名及び雇用時間	浜 神奈子 資格(有) 35歳	始 13:30																	
	終 19:00																		
	始																		
	終																		
補助員 氏名及び雇用時間	横浜 太郎 資格(有) 60歳	始 13:30	8:30														8:30		
	終 16:30	13:30														16:30	13:30		
	始																		
	終																		
補助員 氏名及び雇用時間	青 保子 資格(有) 29歳	始 13:30	16:30																
	終 16:30	13:30																	
	始																		
	終																		
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計			
		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)				
補助員 氏名及び雇用時間	横浜 浜子 資格(有) 40歳	始 7:30	7:30	7:30	7:30	7:30			7:30	7:30	7:30	7:30	7:30			126	時間		
	終 13:30	13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			0	分		
	始																		
	終																		
補助員 氏名及び雇用時間	浜 神奈子 資格(有) 35歳	始 13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			115	時間		
	終 19:00	19:00	19:00	19:00	19:00	19:00			19:00	19:00	19:00	19:00	19:00			30	分		
	始																		
	終																		
補助員 氏名及び雇用時間	横浜 太郎 資格(有) 60歳	始 13:30	13:30	13:30	13:30	13:30										40	時間		
	終 16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30										0	分		
	始																		
	終																		
補助員 氏名及び雇用時間	青 保子 資格(有) 29歳	始 13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			13:30	13:30	13:30	13:30	13:30			63	時間		
	終 16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30			16:30	16:30	16:30	16:30	16:30			0	分		
	始																		
	終																		
		小計①															344	時間	
																	30	分	

家庭的保育事業用

◎基礎研修参加時間分(※基礎研修に参加したことが分かる書類を添付してください。)

氏名及び雇用時間	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日		
中西子 資格(有) 4.5歳	始	9:15	9:20	9:20	9:20	9:20															
	終	12:30	12:00	12:00	12:30	12:30															
	始	13:20	13:00	13:00	13:30	13:30															
	終	16:30	15:00	15:40	14:30	14:30															
		小計②															20	時間			
																	25	分			
		小計③															4	時間			
																	30	分			
		小計④															299	時間			
																	55	分			
		小計⑤															300	時間			

◎現任研修時代替保育実施時間分(※現任研修に参加したことが分かる書類を添付してください。)

氏名及び雇用時間	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日	◎月○日		
南 旭子 資格(有) 5.5歳	始	13:00																				
	終	17:30																				
	始																					
	終																					
		小計⑥															4	時間				
																	30	分				
		小計⑦															299	時間				
																	55	分				
		小計⑧															300	時間				

※雇用時間合計については、30分以下は30分に、31分以上は1時間に切り上げてください。
 (注1) 保育士資格を持つ補助員については、資格(有・無)の「有」を丸で囲んでください。
 (注2) 補助員の数にに応じて、複数枚お使いください。

4 障害児保育教育対象児童及び特別支援対象児童の認定について

平成27年4月から、障害児等、特別な支援を必要とする児童の保育・教育の実施に関して、公立保育所、新制度の給付対象となる民間保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業等（以下「施設・事業者」という。）、共通の実施要綱を策定し、対象児童の認定可否、助成費用の支給可否、加配区分決定等について、統一的に行えるよう変更します。

1 対象児童

(1) 障害児保育教育対象児童

- ア 「身体障害者手帳」の交付を受けている児童
- イ 「療育手帳」（横浜市における呼称は「愛の手帳」）の交付を受けている児童
- ウ 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童
- エ ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院、横浜市民病院、地域中核病院及び区福祉保健センター等の機関（以下「判定機関等」という。）の診断等により、区福祉保健センター長が特に認めた児童

(2) 特別支援対象児童

障害認定を受けていないが判定機関等を利用している又は区福祉保健センターでの養育支援や専門職による関わりなどで、集団保育において保育士等の加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童

(3) 被虐待児保育教育対象児童

虐待が疑われる児童で、保育士等の加配等特別な支援が必要と区福祉保健センター長が認めた児童

(4) 医療的ケア対象児童 ← 施設型給付での受入のみです。

たん吸引、導尿、経管栄養の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能であると区福祉保健センター長が認めた児童

2 障害児及び特別支援対象児童の認定の決定方法

2・3号認定児童については、新たに施設・事業者を利用する児童と、既に施設・事業者を利用している児童に関する認定決定事務では、認定の流れが異なります。(別添フロー図のとおり)

なお、実施要綱については、別途お示しします。

(1) 新規利用(入所)児童について

ア 認定方法

認可保育所ではこれまで、保護者の同意を得て、施設からの申請により、支給の可否、助成の加配区分を決定しておりましたが、新規利用(入所)児童に限り、施設の利用申請時に、保護者は「児童状況書」(第1号様式)と必要書類を居住区の福祉保健センターに提出します。希望施設・事業者の所在区の福祉保健センターは、判断できる範囲において、障害児等保育実施の対象児童かどうかの判断を行い、施設の利用調整と併せて認定の可否、加配の区分を決定します。

イ 新規利用(入所)希望者の見学の受入

保育所は、これまでどおり、希望者の見学受け入れをお願いします。

他の施設・事業者については、今後、希望者の見学がありましたら、受入をお願いします。

ウ 試行的保育(※¹)の実施と「児童状況確認書」の作成

見学時、もしくは区との利用調整(内諾)後、施設で児童の試行的保育(※¹)を行い、児童の状況や様子を確認いただき、「児童状況確認書」(第2号様式)を記載のうえ、施設所在区の福祉保健センターへ御提出ください。

区福祉保健センターは、この児童状況確認書、利用申請時に保護者から直接区福祉保健センターに提出された「児童状況書」(第1号様式)及び判定機関・医療機関による「児童意見書・診断書」(第3号様式)により、対象児童認定・加配区分認定を仮決定します。

仮決定の結果を、利用調整結果をお知らせする「施設・事業利用調整結果一覧(2号・3号)」に記載し、各施設・事業者に通知します。

※1 試行的保育とは：対象児童の状況の確認や観察を行うため、見学に代わって実施できる保育です。(見学のみでも差支えありません。)

利用希望の保育所等にて行うことができ、必要に応じて保護者からの聞き取りや面談を行います。

保育を実施する時間は施設・事業が保護者と調整して決め、対象児童の生活習慣を知るために、飲食させることも差支えないものとしますが、衛生面・アレルギー等には十分注意します。

エ 「児童状況確認書」作成における留意点

生活習慣や発達の状況を中心に客観的に記入してください。また、試行的保育の中で把握できないことを理由に、プライバシーや児童の状況について、過度の聞き取りを行う等必要以上に立ち入らないよう配慮し、確認できない内容について、その箇所の記載はせずに提出していただいでかまいません。

また、保育士の加配区分に関する意見は、「障害の状況による保育士加配基準」（別表1）又は（別表2）に沿って、備考の「集団保育にあたっての施設・事業者の所見」欄に記入してください。

オ 施設・事業者からの申請・・・3月31日(火)まで

対象児童の認定及び加配区分の仮決定の通知を受けた施設・事業者は、「障害児等保育教育対象児童認定（変更）申請書」（第10号様式-1）を所管の区福祉保健センター長に提出してください。

（2）既に入所中の継続利用児童について

ア 児童状況書の作成依頼

施設・事業者での保育・教育の提供において、児童が特別な支援を必要とする児童に該当すると施設・事業者が判断した場合には、日々の保育や子どもの様子を日誌などに記録し、その記録をもとに保護者に対して説明を行います。保護者の理解や受容の状況に応じて、支援や療育へつなぐとともに、「児童状況書」（第1号様式）を渡し、記入をお願いします。記入できない部分がある場合には、その部分は空欄でもかまいませんが、署名は必ずもらうようにしてください。

イ 児童状況確認書の作成と区への申請（随時）

児童状況確認書（第2号様式）を作成し、保護者からの児童状況書等の提出を受け、区に申請書を提出してください。

対象児童及び加配区分認定の決定（＝助成開始日）は、原則保護者より児童状況書による申し出があった日からとします。なお、当該児童に対して特別な支援を行っていたことが記録等で明らかな場合は、支援を開始した日に遡って認定することができます。（「4 障害児及び特別支援対象児童の保育・教育の実施にあたって」下線部分参照）

【提出書類】

- ① 「障害児等保育教育対象児童認定（変更）申請書」（第10号様式-1）
- ② 「児童状況書」（第1号様式）＜保護者用＞
- ③ 手帳がある場合、手帳の写し
- ④ 手帳がない場合、診断書または「児童意見書・診断書」（第3号様式）＜判定機関等用＞（原本または写）
- ⑤ 「児童状況確認書」（第2号様式）＜施設・事業者用＞

※保護者から、診断書や「児童意見書・診断書」の提出を受けることが可能な場合は提出を求めますが、困難な場合は、無理に提出を求める必要はありません。（区より判定機関等に意見照会をします。）

児童状況確認書の作成における留意点は、新規利用児童と同じです。

申請書における加配区分は、新規と異なり、施設・事業者の長の意見を記載してください。そのほかの手続きは、新規利用児童と同様です。

3 被虐待児保育教育対象児童の手続き

保護者及び施設長からの申請によらず、区福祉保健センターが対象児童についての認定し、施設へ通知します。対象と思われる児童がいる場合は、区福祉保健センターへご相談ください。加配区分は、児童1人に対し1人の保育士の配置とします。

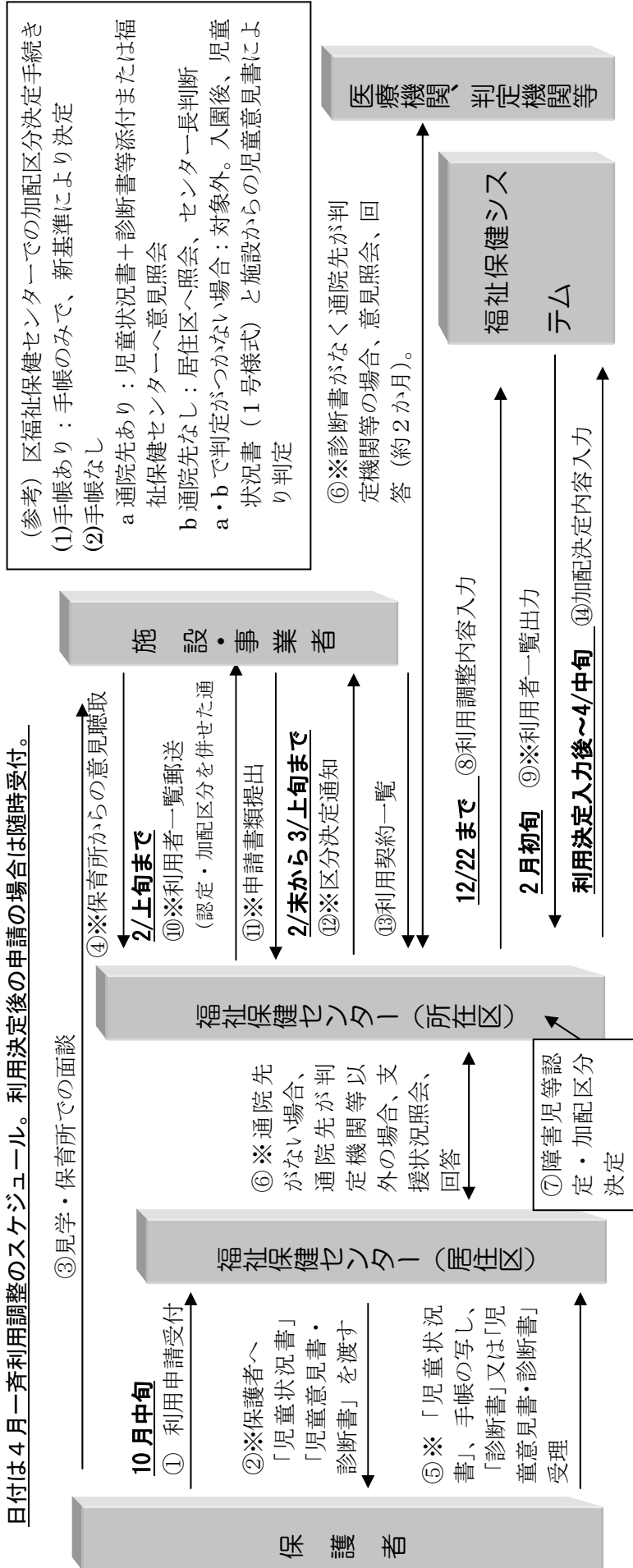
4 障害児及び特別支援対象児童の保育・教育の実施にあたって

新規利用児童で、すでに利用決定前に加配区分の連絡を受けた施設・事業者は、保育士等の確保や保育内容等の検討など、児童の受入に必要な体制等の準備をお願いします。

障害等支援が必要な子どもの保育については、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付け、支援のための計画を個別に作成し、保育の内容や子どもの様子を日誌などに記録してください。また、家族や区や療育センターなどの関係機関とも連携し、保育にあたってください。

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等(2・3号認定) 障害児等保育教育対象児童申請の手続き

日付は4月一斉利用調整のスケジュール。利用決定後の申請の場合は随時受付。



②※：区役所から、利用申請時に該当する園児の保護者へ、次の書類を渡します。

・「児童状況書」(実施要綱 第1号様式<保護者用>)

・手帳はないが、療育センターや医療機関で診断され、診断書がない場合「児童意見書・意見書」(第3号様式<判定機関等用>)

④※：③の見学時の状況を「児童状況確認書」(第2号様式<施設用>)により施設から提出してもらいます。

⑤※：保護者から、次の書類を添付してもらいます。

・手帳がある場合…手帳(写)(身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神保健福祉手帳)

・手帳がない場合…児童状況書、医療機関の診断書(療育機関を含む)または「児童意見書・診断書」がある場合は原本または写し。

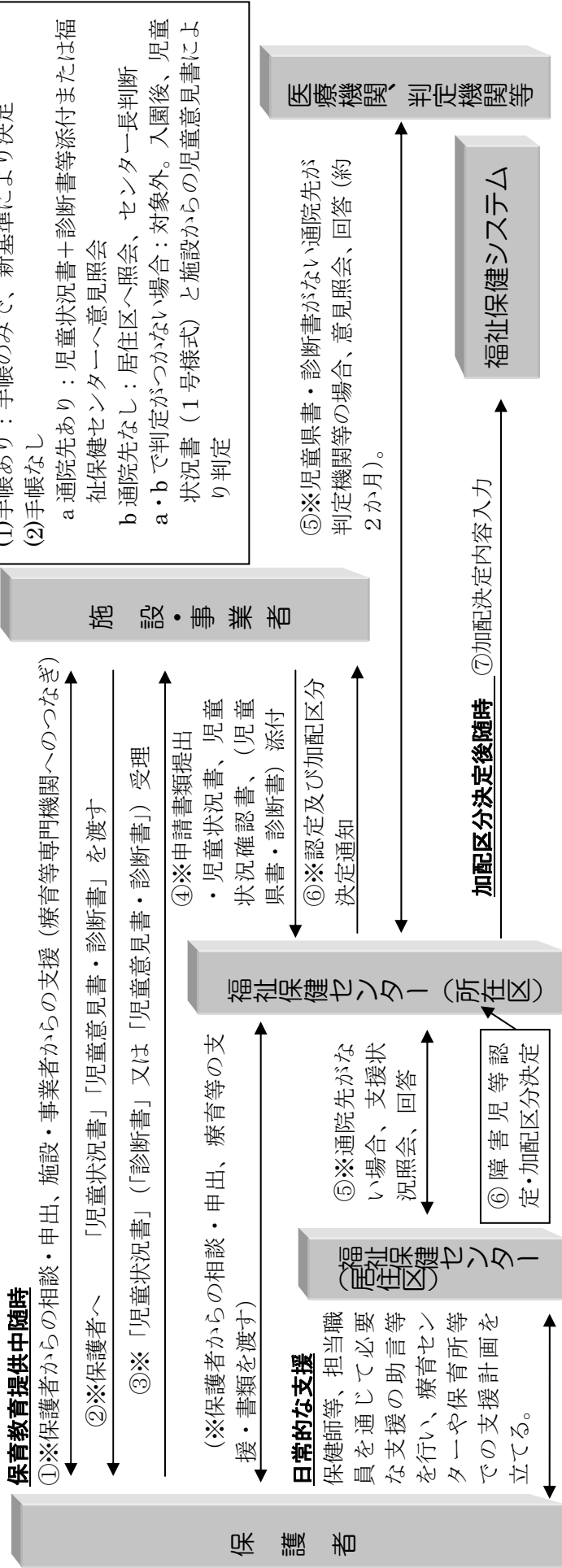
⑥※：手帳も通院先もなく、判定機関(居住区福祉保健センター含む)でも判定ができない場合は対象外になります。保護者へ保健師等、担当職員を通じて必要な支援の助言(親子教室、心理相談、療育機関等への通院等)を行い、その後、判定機関へ通院した場合は、再度⑤以降のフローで手続きを行います。

⑨⑩※：区は、利用者一覧に手書きで仮決定した対象児童認定及び加配区分を記載し、施設に送付します。

⑪⑫※：施設・事業者は、区が示した認定及び加配区分を基に、「申請書」(第10号様式)を区に提出し、それを受理した区は、「決定通知書」(第11号様式)を交付します。

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等(2・3号認定) 障害児等保育教育対象児童申請の続き

すでに利用している児童の申請は随時受付。



①※：児童が利用する施設・事業者は、障害児及び特別支援対象児童にあたる判断した場合、保護者に対して説明を行い、支援や療育へのつなぎを行うとともに、次の書類を渡します。

・「児童状況書」(実施要綱 第1号様式<保護者用>)

・手帳はないが、療育センターや医療機関で診断され、診断書がない場合「児童意見書・診断書」(第3号様式<判定機関等用>)

②※：保護者から「児童状況書」のほか、次の書類を添付してもらいます。

・手帳がある場合…手帳(写)(身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神保健福祉手帳)

・手帳がない場合…医療機関の診断書(療育機関を含む)または「児童意見書・診断書」がある場合は原本または写し。

③④※：「児童意見書・診断書」の提出が困難な場合や、遅れる場合は、また通院先がない場合には、先に「申請書」(第10号様式-1)に「児童状況確認書」(第2号様式)、「児童状況書」(第1号様式)を添付して、区に提出します。

⑤※：「児童意見書・診断書」は保護者から提出してもらいますが、保護者からの提出が困難な場合には、区が判定機関等(居住区福祉保健センターも含む。)に意見照会を行います。

⑥※区は、受理した書類の内容を確認し、対象児童認定及び加配区分を認定決定し、「決定通知書」(第11号様式)を通知します。

(別表1)障害児に対する加配区分基準表 (案)

身体障害者手帳による加配基準表

※重複障害の場合は、重いほうの等級を適用する。
 ※手帳所持の加配は、療育機関の意見書省略。

	障害種別	加配区分		
		1 : 1	2 : 1	3 : 1
0・1・2歳児クラス	肢 体		1・2級	3・4・5・6・7級
	視 覚		1・2級	3・4・5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級
3・4・5歳児クラス	肢 体	1・2級	3・4級	5・6・7級
	視 覚	1・2級	3・4級	5・6級
	聴 覚			2・3・4級
	音声・言語			3・4級
	内 部			3・4級

愛の手帳（療育手帳）による加配基準表

1 : 1	2 : 1	3 : 1
A	B1	B2

精神障害者保健福祉手帳による加配基準表

手帳所持	3 : 1
------	-------

(別表2) 障害児に対する加配区分基準表 (案)

保育士加配		手帳での判断でなく児童意見書(保育所、療育機関が記載)の内容でセンター長が判断する基準		
障害		②～③に該当 (児童3名に対して保育士・教諭1名加配)	④に該当 (児童2名に対して保育士・教諭1名加配)	⑤に該当 (児童1名に対して保育士・教諭1名加配)
身体状況	上肢	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし	<input type="checkbox"/> ④つかんだり握ったりができない	<input type="checkbox"/> ⑤物をつかむことができない
		<input type="checkbox"/> ②不器用だが小さい物も何とかつまめる。	<input type="checkbox"/> ④細かい作業ができない	
		<input type="checkbox"/> ②意欲があり、部分的な介助により健常児と一緒に活動できる		
	下肢	<input type="checkbox"/> ③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる	※ 2歳児未満は除く	
		<input type="checkbox"/> ①特に問題なし	<input type="checkbox"/> ④室内では自力移動できる	<input type="checkbox"/> ⑤自力で移動できず移動に全介助が必要
		<input type="checkbox"/> ②ぎこちないが自力歩行できる	<input type="checkbox"/> ④段差や長距離歩行が難しい	※ 2歳児未満は除く
	聴覚	<input type="checkbox"/> ③一部介助で歩行できる	※ 2歳児未満は除く	
		<input type="checkbox"/> ①特に問題なし	<input type="checkbox"/> ④全く聞こえない	
		<input type="checkbox"/> ②呼びかけの反応が悪い		
	視覚	<input type="checkbox"/> ②聞こえずらさがある		
<input type="checkbox"/> ③補聴器使用				
<input type="checkbox"/> ①特に問題なし		<input type="checkbox"/> ④戸外では全面的な介助が必要	<input type="checkbox"/> ⑤全盲か、全盲に近い状態で、生活全般において介助が必要	
内部	<input type="checkbox"/> ②弱視または視野狭窄があるが、日常生活に特に支障はない			
	<input type="checkbox"/> ③部分的な介助があれば健常児と一緒に活動できる			
	<input type="checkbox"/> ②健康状態要チェックが常に必要	<input type="checkbox"/> ④活動内容により制限がある。要安静	<input type="checkbox"/> ⑤常時見守りを必要とする	
全体	<input type="checkbox"/> ②激しい運動等の活動制限がある	<input type="checkbox"/> ④転倒させられない等、日常生活上の活動制限がある		
	<input type="checkbox"/> ①てんかんの既往症がある	<input type="checkbox"/> ④週1回以上発作がある。注意して見守りが必要	<input type="checkbox"/> ⑤発作が毎日あり、意識を失い転倒の危険性がある。常時見守りが必要	
	<input type="checkbox"/> ③年齢相応の座位・首のすわりが不安定で一部見守りが必要 ※ 2歳未満児	<input type="checkbox"/> ④年齢相応の座位・首のすわりが不安定で常時見守りが必要 ※ 2歳未満児		
生活(2歳児以下を除く)	<input type="checkbox"/> ①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる	<input type="checkbox"/> ④意欲はあるが、ほぼ全介助が必要である	<input type="checkbox"/> ⑤食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしていない	
	<input type="checkbox"/> ②スプーンか手づかみで自分で食べる			
	<input type="checkbox"/> ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる			
着替え	<input type="checkbox"/> ①時間はかかるが自分で全部できる	<input type="checkbox"/> ④意欲は見られず、全介助で着脱する		
	<input type="checkbox"/> ②見守り、または一部介助があれば自分でできる			
	<input type="checkbox"/> ③自分でしようとする意欲があるがほぼ全介助			
排泄	<input type="checkbox"/> ①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する	<input type="checkbox"/> ④オムツに排泄しても知らせない		
	<input type="checkbox"/> ②予告するが失敗する時もある			
	<input type="checkbox"/> ③予告せず、オムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる。			
発達の状況	理解	<input type="checkbox"/> ①相手の話を理解できる	<input type="checkbox"/> ④制止、禁止等の言葉は理解できる	<input type="checkbox"/> ⑤言葉の理解がなく、制止禁止等の指示が入らない
		<input type="checkbox"/> ②簡単な日常の話を理解できる	<input type="checkbox"/> ④行動の予測がつかず常に見守りが必要	<input type="checkbox"/> ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない
		<input type="checkbox"/> ③言葉のかけ方あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる		
	表現	<input type="checkbox"/> ④ほとんど言葉は出ないが身振り手振りで何とか表現できる	<input type="checkbox"/> ⑤話せず、身振り手振りで気持ちを伝えられない	
<input type="checkbox"/> ①自分の思っていることを話せる		※ 2歳未満は除く		
<input type="checkbox"/> ②口ごもったりするが、何とか話せる				
対人	<input type="checkbox"/> ③簡単な言葉で表現できる	※ 2歳未満は除く		
	<input type="checkbox"/> ①友だちとの関係が作れる	<input type="checkbox"/> ④人への関心が薄く関わろうとしない	<input type="checkbox"/> ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない	
	<input type="checkbox"/> ②友だちに関心を示し関わろうとする			
遊び	<input type="checkbox"/> ③友だちとは関わろうとしないが、大人との関係は作れる			
	<input type="checkbox"/> ①健常児と一緒に年齢相応の遊びができる	<input type="checkbox"/> ④集団活動に関心を示さず、一人遊びが多い		
	<input type="checkbox"/> ②部分的な介助があれば健常児と一緒に遊ぶ	※ 2歳児未満は除く		
備考	<input type="checkbox"/> ③大人と一緒に集団活動に参加する			
	※ 下線が引いてある項目については、1項目該当すれば、それぞれ2:1または1:1で加配を適用する。 ※ 下線を引いていない項目については、2:1加配の場合は5つ以上、1:1加配の場合は2つ以上該当すればそれぞれその区分を適用する。			

(別表2)障害児に対する加配区分基準表 (案)

加配区分表では判断が付きにくい場合に使用する発達面での基準						
項目	行動	頻度と加配基準			行動への対応状況・特記事項	具体的内容
		②③3:1	④2:1	⑤1:1		
理解	禁止や静止が理解できるか。	<input type="checkbox"/> ①できる	<input type="checkbox"/> ④できたりできなかったりする	<input type="checkbox"/> ⑤できない		
表現	自分の思っていることを話せるか。	<input type="checkbox"/> ①話せる	<input type="checkbox"/> ④話せたり話せなかったりする	<input type="checkbox"/> ⑤話せない		・言葉によって、自分の気持ちが伝えられる。 ・クレーン動作や指さしなど、言語を伴わない独自の表現方法である場合、自分の気持ちを保育士に的確に伝えることができるのであれば、「話せる」に該当。保育士に伝えることができず、サポートが必要な場合は、「話せたり話せなかったりするもしくは話せない」に該当。
クラスの活動への参加	皆と一緒に行動できるか。場面の切り替えに支障があるか。	<input type="checkbox"/> ①何とかついていける	<input type="checkbox"/> ④絵カードなど、特別な工夫が必要	<input type="checkbox"/> ⑤手をつなぐなど特別な支援が必要		
多動	動きまわって落ち着かないか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・特定の物や人(対象が明確でない場合を含む。)に興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にすぐさわろうとする。 ・うろろする。席に座ってられない。
他害	他者を傷つける行為があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ③週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・他者を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他者を傷つける行為がある。 ・物を壊したり、投げたりする。(例:壁を壊す、ガラスを割る、遊具を投げる) ・他者を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合を含む。
自傷	自らを叩いたり、傷つける行為があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ③週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・自らを叩いたり、傷つける行為。(例:頭を叩く、手を噛む、爪を剥ぐ) ・自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫があるため、傷ついてない場合も含む。
常同行為	反復的行動。特定の行為を反復する。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある		(対応状況・特記事項)	・特定の行為を反復する。(例:自分がかかる回る、ぴよんぴよん飛ぶ、手を洗い続ける) ・特定のものに興味を示す。 ・常同行為によって次の場面(日課等)に気持ちを切り替えることが難しい。もしくは時間がかかる。
とじこもり	自分の世界に閉じこもり、人との接触や関心がうすい。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある		(対応状況・特記事項)	・行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合(例:他者に関心を示さず、他者や集団に参加せず一人遊びばかりする・特定の場所に動かずじっとしている)
情緒不安定	イライラや興奮があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ②週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニックや、情緒が不安定になる。不安、恐怖、焦燥等から衝動的な行動になる。
突発的行動	予想できない突発的行動があるか。	<input type="checkbox"/> ①ない <input type="checkbox"/> ③週一回未満	<input type="checkbox"/> ④週一回以上ある	<input type="checkbox"/> ⑤毎日ある	<input type="checkbox"/> 特別な支援はしていない <input type="checkbox"/> 離れたところから見守っていて必要に応じて介入 <input type="checkbox"/> 常時傍らにいて介入が必要*1 (特記事項)	・関心が強い物や人(対象が明確でない場合も含む)を見つけたら突発的行動をしてしまう(例:突然走って行ってしまふ、高いところにあがる、他者のものを許可なく手にする)

※ 下線があれば2:1または1:1で加配

※ ②が2つ以上③が1つは3:1 ③が5つ以上 2:1 ④が2つ以上 2:1 ⑤が2つ以上 1:1

*1の常に傍らにいて介入が必要な場合は1:1

児 童 状 況 書

※入園予定園名(1号認定のみ)

No.

児 童 名		記載年月日	平成 年 月 日
生年月日・歳	平成 年 月 日生	歳 か月	保護者との関係
住 所			

◇ 施設・事業の利用の参考にさせていただきますので、次の項目についてご記入ください。

I 健康 状態	(1) 現在 通院加療対象の病気がありますか。 いいえ ・ はい								
	<table border="0"> <tr> <td>病 名</td> <td>通 院 先</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>:</td> </tr> </table>	病 名	通 院 先	①	:	②	:		
病 名	通 院 先								
①	:								
②	:								
II 心身 の 状 況	(2) これまでに入院したことがありますか。 いいえ ・ はい								
	<table border="0"> <tr> <td>病 名</td> <td>通 院 先</td> <td>入 院 時 期</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> </table>	病 名	通 院 先	入 院 時 期	①	⇒	⇒	②	⇒
病 名	通 院 先	入 院 時 期							
①	⇒	⇒							
②	⇒	⇒							
(該 当 す る 項 目 に 「 ○ 」 を つ け て く だ さ い)	(1) 生 活 習 慣								
	<p>食 事：①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である ⑤食事への意欲関心がなく、自分で食べようとしない</p> <p>着 替 え：①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる ③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする</p> <p>排 泄：①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗するときもある ③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる ④オムツに排泄しても知らせない</p>								
(該 当 す る 項 目 に 「 ○ 」 を つ け て く だ さ い)	(2) 身 体 の 様 子								
	<p>上 肢：①特に問題はなし ②不器用だが小さい物も何とかつまめる ③意欲があり部分的な介助により 他児と一緒に活動できる ④細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる ④つかんだり、握ったりすることができない ④細かい作業ができない ⑤物をつかむことができない</p> <p>下 肢：①特に問題はなし ②ぎこちないが、自力歩行できる ③一部介助で歩行できる ④室内では自力移動できる ④段差や長距離は介助が必要 ⑤自力で移動することができず、移動は全介助が必要</p> <p>聴 覚：①特に問題なし ②呼びかけの反応が悪い ②聞こえづらさがある ③補聴器使用 ④全く聞こえない</p> <p>視 覚：①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない ③部分的な介助があれば他児と一緒に活動できる ④屋外では全面的な介助が必要 ⑤全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要</p> <p>補装具利用の有無： なし ・ あり ()</p> <p>内 部：①てんかんの既往症がある ②健康状態チェックが常に必要 ②激しい運動等の活動制限がある ④活動内容により、制限がある。要安静 ④転倒させられない等、日常生活上の活動制限がある</p> <p>全 体：(2歳児未満) ③年齢相応の座位、首のすわりが不安定で一部見守りが必要 ④年齢相応の座位、首のすわりが不安定で常時見守りが必要</p>								

<保護者用>

第1号様式

II	心身の状況 (該当する項目に「○」をつけてください)	<p>(3) コミュニケーション・社会性について</p> <p>理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④制止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要 ⑤言葉の理解がなく、制止、禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない</p> <p>表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りで何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない</p> <p>対人関係：①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない</p> <p>遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い</p> <p>行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は殆ど見られない 【動き回って落ち着かない】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【他者を傷つける】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分を叩いたり傷つける】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【特定の行動を繰り返す】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【自分の世界に閉じこもる】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【不安定な行動】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある 【突発的な行動】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>(4) 身体障害者手帳・療育手帳について (ありの場合は写しを提出してください) 身体障害者手帳：なし・あり (肢体 / 視覚 / 聴覚 / 内部 / 膀胱直腸) 療育手帳：なし・あり</p> <p>(5) お子さんについて、現在気になることがあれば記入してください。</p>																			
		【運動】	【基本的な生活・食事・排泄・睡眠等】																		
		【言葉】																			
		【遊び】																			
		【行動】																			
III	施設や集団の利用	<p>◇ 治療や訓練のための施設(療育センターや訓練会)、区で行っている発達に関する相談・教室などを利用することがありますか。</p> <p>* 一度でも利用したことがあれば、施設名、利用期間を記入してください。 ⇒ 利用したことはない・現在利用している・かつて利用したことがある</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施設・教室名</th> <th style="width:15%;">場所</th> <th style="width:15%;">利用期間</th> <th style="width:55%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設・教室名	場所	利用期間	内 容	①				②				③			
施設・教室名	場所	利用期間	内 容																		
①																					
②																					
③																					

【保護者確認欄】

利用する施設・事業が横浜市における特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱に基づく申請を行うこと及びその申請にあたり福祉保健センター長が横浜市児童相談所などの判定機関等に児童の状況について意見を照会することを了解するとともに、利用施設(新規利用の場合は希望施設)へ情報提供します。

保護者氏名(自署)

児童状況確認書

児童名		生年月日	平成	年	月	日生	歳
-----	--	------	----	---	---	----	---

◇次の各項目について、該当する部分に「○」をつけてください。

(1) 生活習慣

- 食 事：①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる
 ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる
 ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である
 ⑤食事への意欲関心がなく、自分で食べようとなしない
- 着替え：①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる
 ③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である
 ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする
- 排 泄：①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗するときもある
 ③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる
 ④オムツに排泄しても知らせない

[]

(2) 身体の様子

心
身
の
状
況

- 上 肢：①特に問題はなし ②不器用だが小さい物も何とかつまめる
 ②意欲があり部分的な介助により、他児と一緒に活動できる
 ③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる
 ④つかんだり、握ったりすることができない ④細かい作業ができない
 ⑤物をつかむことができない
- 下 肢：①特に問題はなし ②ぎこちないが、自力歩行できる ③一部介助で歩行できる
 ④室内では自力移動できる ④段差や長距離は介助が必要
 ⑤自力で移動することができず、移動は全介助が必要
- 聴 覚：①特に問題なし ②呼びかけの反応が悪い ②聞こえづらさがある ③補聴器使用
 ④全く聞こえない
- 視 覚：①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない
 ③部分的な介助があれば他児と一緒に活動できる ④屋外では全面的な介助が必要
 ⑤全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要
- 内 部：①てんかんの既往症がある ②健康状態チェックが常に必要
 ②激しい運動等の活動制限がある
 ④活動内容により、制限がある
 ④転倒させられない等日常生活の活動制限がある

3歳未満は様式2
-2なら必要ない？

心身の状況	<p>(3) コミュニケーション・社会性について</p> <p>理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④制止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要 ⑤言葉の理解がなく、制止、禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない</p> <p>表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りでも何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない</p> <p>対人関係：①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない</p> <p>遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い</p> <p>行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は見られない</p> <p>【動き回って落ち着かない】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【他者を傷つける】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【自分を叩いたり傷つける】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【特定の行動を繰り返す】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【自分の世界に閉じこもる】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【不安定な行動】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【突発的な行動】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p>		
	<p>◇新規児童:見学時の様子 継続児童:施設内での様子</p>		
施設記入欄	<p>◇集団保育・教育に対する施設・事業者の所見 【3:1 2:1 1:1の加配が必要】</p>		
施設名		施設長名	記載者

記載日 年 月 日

乳児

No. 児童状況確認書 (3歳未満児用)

児童名		生年月日	平成 年 月 日生	歳 か月
施設名		来園日	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()
身体 状 況	一般状態	良好・不良・不明 ()		
	体 格	身長(高い / 普通 / 低い)・体重(肥満 / 普通 / やせ)		
	【上肢・下肢・聴力・視力】			
	【その他】			
	補装具利用の有無： なし・あり ⇒ どのようなものですか ()			
生 活 習 慣	【食 事】			
	【排 泄】			
	【その他】			
発 達 の 状 況				
備 考	◇見学(保育)時の児童の様子			
	◇集団保育にあたっての施設・事業者の所見			
記 載 者				

年 月 日

施設名 _____ 施設長名 _____

児 童 意 見 書 ・ 診 断 書

児童名		生年月日	平成	年	月	日生	歳
診断名 障害名			合併症				
◇次の各項目に必要事項を記入、該当するものに「○」をつけてください。判定できる範囲でご記入ください。							
症状や病状の内容および程度 (併せ有する障害および指導上配慮を必要とする行動などを記入してください。)							
医療または生活規制を必要とする期間 (E 病弱・虚弱の場合は必ず記入してください。)							
	健康状態						
	加療疾病の有無	有	無	⇒病名	加療先		
	投薬状況						
	(1) 生活習慣 食 事：①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる ②スプーンか手づかみで自分で食べる ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる ④意欲はあるがほぼ全介助が必要である ⑤食事への意欲関心がなく、自分で食べようとしない 着替え：①時間はかかるが自分で全部できる ②見守りまたは一部介助があれば自分でできる ③自分でしようとする意欲があるが、ほぼ全介助である ④意欲は見られず全介助で脱いだり着たりする 排 泄：①自分で行きたいときにトイレに行き排泄する ②予告するが失敗するときもある ③予告せずオムツを使用しているが、排泄があったことは知らせる ④オムツに排泄しても知らせない []						
心身の状況	(2) 身体の様子 上 肢：①特に問題はなし ②不器用だが小さい物も何とかつまめる ②意欲があり部分的な介助により、他児と一緒に活動できる ③細かい作業はできないが、大きな物をつかむことができる ④つかんだり、握ったりすることができない ④細かい作業ができない ⑤物をつかむことができない 下 肢：①特に問題はなし ②ぎこちないが、自力歩行できる ③一部介助で歩行できる ④室内では自力移動できる ④段差や長距離は介助が必要 ⑤自力で移動することができず、移動は全介助が必要 聴 覚：①特に問題なし ②呼びかけの反応が悪い ②聞こえづらさがある ③補聴器使用 ④全く聞こえない 視 覚：①特に問題なし ②弱視または視野狭窄があるが日常生活に特に支障はない ③部分的な介助があれば他児と一緒に活動できる ④屋外では全面的な介助が必要 ⑤全盲か、全盲に近い状態で生活全般において介助が必要 内 部：①てんかんの既往症がある ②健康状態チェックが常に必要 ②激しい運動等の活動制限がある ④活動内容により、制限がある ④転倒させられない等日常生活の活動制限がある 全 体：(2歳児未満) ③年齢相応の座位、首のすわりが不安定で一部見守りが必要 ④年齢相応の座位、首のすわりが不安定で常時見守りが必要						

心身の状況	<p>(3) コミュニケーション・社会性について</p> <p>理解：①相手の話を理解できる ②簡単な日常の話を理解できる ③言葉のかけ方、あるいは絵カード等で工夫すれば指示を理解できる ④制止、禁止等の指示を理解できる ④行動の予測がつかず、常に見守りが必要 ⑤言葉の理解がなく、制止、禁止等の指示が入らない ⑤危険に対する認識がなく行動の予測がつかない</p> <p>表現：①自分の思っていることを話せる ②口ごもったりするが思っていることを何とか話せる ③簡単な言葉で自分の要求を表現する ④ほとんど言葉は出ないが身振り、手振りでも何とか表現できる ⑤話せず、身振り、手振りでも気持ちを伝えられない</p> <p>対人関係：①友達との関係が作れる ②友達に関心を示し関わろうとする ③友達とは関わろうとしないが大人との関係は作れる ④人への関心が薄く関わろうとしない ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない</p> <p>遊び：①他児と一緒に年齢相応の遊びができる ②部分的な介助があれば他児と一緒に遊ぶ ③大人と一緒に集団活動に参加する ④集団活動に関心を示さずひとり遊びが多い</p> <p>行動：①パニック、多動、こだわり等の問題行動は見られない</p> <p>【動き回って落ち着かない】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【他者を傷つける】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【自分を叩いたり傷つける】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【特定の行動を繰り返す】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【自分の世界に閉じこもる】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【不安定な行動】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p> <p>【突発的な行動】 ①ない、もしくは週1回未満 ②週1回以上ある ③毎日ある</p>
備考	<p>◇統合保育・教育に参加する上で、留意点があれば記載してください。</p>
記載者	<p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: right;">職種:</p>

年 月 日

施設名

代表者

第4号様式

【被虐待児保育教育対象児童用】

児 童 意 見 書

年 月 日

横浜市 福祉保健センター長

判定機関名

_____長

下記の児童について次のとおり意見を付します。

児 童 名		生年月日	年 月 日
保 護 者 名			
住 所			

児童の状況等		
意 見	上記児童については、利用している施設・事業書において保育士等の加配が必要 であると考えます。 その他()	
記入者署名欄		職種:

(A4)

障害児等保育教育対象児童認定(変更)申請書

横浜市 福祉保健センター長

所在地

設置主体名

代表者職氏名

印

横浜市特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱に基づく認定及び認定に係る加算費の支給等及び変更等について、児童状況書(第1号様式)、児童状況確認書(第2号様式または第2号様式の2)等必要書類を添えて申請します。

施設名				
支給認定区分	(フリガナ) 児童名	生年月日	区 分 (該当する区分に○)	添付書類
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1)※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1)※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1) ※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1) ※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()
			障害児保育教育対象児童 (1/3・1/2・1/1)※ 特別支援対象児童	<input type="checkbox"/> 児童状況書 <input type="checkbox"/> 児童状況確認書 <input type="checkbox"/> 児童意見書・診断書 <input type="checkbox"/> その他()

※新たに施設・事業を利用児童で、区福祉保健センター長からの連絡があった児童については、区から示された加配区分に○をつける。

既に施設・事業を利用している児童については、児童状況確認書(第2号様式)に記載した、「集団保育に対する所見」欄に記載した加配区分に○をつける。

5 延長保育事業について

子ども・子育て支援新制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、支給・認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を施設・事業者の自主事業として実施することができます。

1 保育時間の考え方

保育時間（8時間）… 保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とする。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とする。

保育時間（11時間）… 保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で11時間とする。

開所時間 … 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とする。

2 延長保育の考え方

各施設・事業者において、保育時間（8時間）と保育時間（11時間）を設定していただきます。支給・認定区分によって延長保育となる時間帯が異なります。

「保育短時間」認定の方は、各施設・事業が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

「保育標準時間」認定の方は、各施設・事業が定める保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

3 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

11時間を超えて開所する事業所は、市基準の保育士等の配置及びその他補助金等で配置する保育士等の他、延長保育に従事する保育士等を1名以上配置することとします。

延長時間帯の対象児童の年齢及び人数に応じて市基準の保育士等を配置することとします。

(2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19時を超えて19時30分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

4 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の実施届を所在区こども家庭支援課に提出していただきます。

様式は今後お示しします。

5 利用要件

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。

利用する保護者は、事前に事業者申し込むこととします。

6 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円をガイドライン（上限）とします。

第二子の延長保育料は、50%減免とします。

第三子の延長保育料は、100%減免（=0円）とします。

7 延長保育料のガイドライン（案）

別紙のとおりです。

8 延長保育事業の助成制度（基本的に単価は月額です）

市独自助成の向上支援費は、基本的に 11 時間までの保育に係る経費を助成するものです。

延長保育事業を実施する場合は、通常の保育から切れ目のない延長保育を実施するため、ローテーションのための保育士等雇用経費や調理員雇用経費など必要な助成を行います。

※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とする予定です。

（1）延長保育実施加算

11 時間を超えて開所している事業所に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。

※平日、土曜それぞれの開所時間に応じて助成します。

ア 支給条件

11 時間を超えて開所しており、市基準配置人数に加えて 1 名以上保育士を雇用していること

イ 単価（案）

【小規模保育事業、事業所内保育事業】

平日

開所時間が 11 時間超 12 時間以下	212,300 円
開所時間が 12 時間超	328,200 円

土曜

開所時間が 11 時間超 12 時間以下	40,410 円
開所時間が 12 時間以上	62,470 円

【家庭的保育事業】

平日

開所時間が 11 時間超	122,300 円
--------------	-----------

土曜

開所時間が 11 時間超	23,310 円
--------------	----------

(2) 延長保育障害児等受入加算

児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ延長保育利用の登録している場合に1人当たりに対して助成します。

障害児だけでなく、被虐待児も対象とします。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる対象児童の認定

日割りの利用登録者は対象外で、半月以上利用登録者を対象とします。

イ 単価 (案)

【小規模保育事業、事業所内保育事業】

障害児・被虐待児一人につき40,700円

【家庭的保育事業】

障害児・被虐待児一人につき13,200円

(3) 延長保育従事職員雇用費

各児童の利用実績をもとに年齢区分・時間帯に応じた単価を加算します。

(15分単位の一人ひとりの利用実績に応じた加算)

ア 支給条件

延長保育の利用実績があること

横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に利用料を設定し、第三子を除き利用料を徴収していること

イ 単価 (案)

・延長Ⅰ (保育時間(11時間)) × 1 短時間認定児童のみ

・延長Ⅱ (5:00~22:00) × 1.25

(延長保育1人あたり15分につき)

【小規模保育事業 (A型・B型)、事業所内保育事業】

	延長Ⅰ	延長Ⅱ
年齢	助成単価	
0歳児	270円	340円
1歳児	130円	160円
2歳児	130円	160円

【小規模保育事業 (C型)】

	延長Ⅰ	延長Ⅱ
年齢	助成単価	
0歳児	200円	250円
1歳児	200円	250円
2歳児	200円	250円

【家庭的保育事業】

	延長Ⅰ	延長Ⅱ
年齢	助成単価	
0歳児	100円	130円
1歳児	100円	130円
2歳児	100円	130円

(4) 調理人雇用費

18時30分以降の間食及び夕食を自園調理している事業所に対して開所時間に
応じて助成します。委託の場合も助成対象とします。

ア 支給条件

18時30分以降の間食及び夕食を自園調理していること
閉所時刻が19時以降であること

イ 単価(案)

閉所時刻

- ①19時以降19時30分まで 73,200円
- ②19時30分を超える 97,600円

(5) 延長保育AB階層減免費

延長保育において、利用した児童の保護者から間食代もしくは夕食代を徴収する際、保育料の階層がA階層もしくはB階層の場合には基準の代金の半額(10円未満の端数は切り捨て)を徴収し、その残り(10円未満の端数は切り上げ)を助成します。ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費とします。

日割りしている場合も対象です。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があり、ガイドラインを上限とした実費徴収を行っていること

イ 単価(案) 利用児童一人につき

間食代	1月利用	1,250円
	半月利用	630円
夕食代	1月利用	3,750円
	半月利用	1,880円

平成 27 年度 延長保育料ガイドライン（案）

平成 27 年 1 月 27 日

このガイドラインは平成 27 年度予算の議決を経て決定します。

1 延長保育料額（月額）

(1) 単価

基本単価	30 分あたり 1,700 円
10 日以内利用	30 分あたり 850 円

※ 30 分単位で算定します。

※ 延長保育の時間が 30 分に満たない場合は、30 分あたり金額から按分します。

例：延長保育の時間が 15 分→15 分あたり月額 850 円

※ ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。

※従来の長時間保育時間帯（8 時間～11 時間）の保育を短時間認定の児童が利用する場合は、延長保育の扱いとなり、延長保育料の徴収対象となります。

(2) きょうだい児減免

第 2 子	50%減免
第 3 子	100%減免

※ 保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB階層減免

AB階層	50%減免
------	-------

※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

2 延長保育 間食代・夕食代（月額）

	間食代		夕食代	
	1 月利用	10 日以内	1 月利用	10 日以内
A・B階層	1,250 円	620 円	3,750 円	1,870 円
C・D階層	2,500 円	1,250 円	7,500 円	3,750 円

※1 人あたりの実費を上限とします。

延長保育事業Q & A

1. 新制度になると長時間保育利用の届出はなくなるのか。

届け出は不要となります。

保育の必要量に応じ、区福祉保健センターが「標準時間認定」又は「短時間認定」を認定します。

2. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

3. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案内で周知しています。

4. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

5. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。育休特例で入所中の方は、そもそも保育要件がなく、保育が必要とはいえません。

ただし育児休業中でも疾病や介護など他の要件がある方は、延長保育が必要と判断される場合があります。

6. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に保育を利用する要件があることが必要です。

7. 延長保育の利用可否は誰が判断するのか。

これまでどおり、施設・事業者の責任者の方が判断してください。

8. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、福祉保健センターが支給認定基準に照らし合わせ決定します。

そのため、その保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

9. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから書類等で連絡があります。(3月末の決定者一覧)

(地域型は契約時に各施設で認定証を確認できます。認可保育所は、説明会等で聞き取ってください。)

10. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に保育所所在区の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。

11. 今まで1回(30分あたり)〇〇円という料金設定をしていたが、30分あたり月額1700円というガイドラインに従うと、値上げしなければいけないのか。

ガイドラインの金額を上限として、その範囲内で日割り等の対応をしていただくことは可能です。

たとえば、10日以内利用は30分あたり850円が上限になりますので、1回(30分あたり)300円という料金設定をし、事前に申し込んだ場合は、1回目300円、2回目300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

12. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

30分に満たない場合は30分との割合から按分してください。

15分延長であれば、15分あたり月額850円となります。

13. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて支給・認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

14. たとえば、保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

15. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いは各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収可能です。

16. 間食・夕食は自宅で食べるという保護者からは、間食代・夕食代を提供しなくてもよいか。

児童の健康を考慮し、適宜間食(おやつ)・夕食を提供することが前提ですが、保護者と施設との間で合意の上、間食(おやつ)や夕食を提供しないことはできます。

17. 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは食事を出さなくてもよいか。

その場合は、保護者に食事を出すことができない旨を事前に説明してください。

18. 産休明け児等で、午後7時を超えての利用をしているが、夕食を提供することが適当でなく、ミルクのみの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいか。

ガイドラインの上限は7,500円となっていますが、1人あたりの実費額がそれより少ない場合は実費額となります。

19. 利用料の滞納者に対して、利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく事項ですが、最終的には利用の解除もやむを得ないと考えております。

20. 月途中で多子減免に変更があった場合、もしくはAB階層減免(階層)に変更があった場合はいつから適用変更になるのか。

翌月から適用変更になります。

6 給付事務・利用者負担について

- 1 「給付事務コールセンター」及び「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」について
- 2 実費徴収に伴う補足給付事業について
- 3 利用者負担(年少扶養控除、多子軽減等)について
- 4 新規利用、認定区分の変更に伴う利用料の扱い等について
- 5 給付(請求)事務に係るスケジュール概要
 - ① 審査結果通知送付先・振込先口座情報 提出のお願い
 - ② 請求明細データ送信用 I D/パスワード及び施設・事業所番号のお知らせ
 - ③ 請求明細作成ソフトへの(施設情報、児童情報、利用実績等)入力について
 - ④ 月例スケジュール

1 「給付事務コールセンター」及び 「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」について

- ◆ 子ども・子育て支援新制度の給付事務に関する問い合わせに対応する「給付事務コールセンター」と、横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法専門の「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」を開設いたしました。

<給付事務コールセンター>

子ども・子育て支援新制度に関する給付事務の問い合わせ

【045-664-2616】

(開設期間) 平成27年2月1日～

(受付時間)8:45～17:00 ※土日・祝日を除く

<請求明細作成ソフト ヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

【045-453-5627】

(開設期間)平成27年2月1日～

(受付時間)9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

2 実費徴収に係る補足給付事業について

◆「実費徴収に係る補足給付事業」は新制度施行に伴い新たに創設される事業です。

(地域子ども・子育て支援事業の1つ)

◆対象者は生活保護世帯です(＝利用者負担区分階層がA階層)

◆実費徴収の内容によって、2種類に分類されます。

①給食費(1号認定のみ)：基準額(1人あたり月額)4,500円

②教材費・行事費等(1、2、3号)：基準額(1人あたり月額)2,500円

1 補足給付の基本的な流れ

(1) 施設・事業者と利用者

施設・事業者は基準額分を軽減して利用者から実費徴収を行います。

例)給食費の実費徴収額が月額5,000円なら500円を利用者から徴収し、4,500円(基準額)を横浜市へ請求します(基準額を超える部分は本人負担)

・教材費が月額1,500円なら利用者からは徴収せず、1,500円を横浜市へ請求します。
(基準額に満たないため)

・教材費・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を利用者から徴収し、2,500円(基準額)を横浜市へ請求します(基準額を超える部分は本人負担)

(2) 施設・事業者と横浜市

施設・事業者は軽減した金額について、毎月の給付費請求の際に横浜市へ請求します。

請求の具体的方法については、請求明細作成ソフト研修やマニュアル等でご確認ください。

2 その他詳細について

詳細については、国による事業詳細内容提示を受けて3月の説明会等でお知らせします。

3 補足給付についてのQ A

(1) 2号認定の主食代は補足給付の対象とはならないのか?

A. 2号認定の主食代は対象となりません(給食費は1号認定のみが対象です)

(2) 以前は「実費徴収額の半額」を補助する枠組みだったが「半額」という概念はなくなったのか?

A. 半額という概念はなくなり、基準額(上限額)が設定されました。

(3) 実費徴収額の報告、領収証等の提出等は?

A. なんらかの書類の提出は必要になるかと予想されますが、現時点では詳細は不明です。

3月初旬頃に国から提示される予定ですので3月の説明会等でお知らせします。

3 利用者負担について 年少扶養控除の経過措置について①

年少扶養控除とは・・・納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される。平成22年の税制改正により廃止された。

<現行制度保育料>

算定基準：所得税
年少扶養控除等：再算定**あり**



<新制度>

算定基準：市民税
年少扶養控除等：再算定**なし**

- 新制度においては、旧年少扶養控除等に係る再算定は行わない。
- 新制度においては税額の算定基準が所得税→市民税となります(幼稚園就園奨励は現行でも市民税で算定)。国水準では、**配偶者控除1人・年少扶養控除2人(16歳未満の子ども2人の世帯)**をモデルとして設計がされており、本市も同様の考え方で設定しています。

※国の経過措置として「市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる取扱いによる所得階層認定を可能とする」となっています。

→横浜市においては年少扶養控除相当の子どもが3人以上いる継続利用者について、経過措置を実施します。

年少扶養控除の経過措置について②

<年少扶養控除経過措置概要>

■対象：原則として以下の要件を全て満たす方

- ①-認定(1号、2号、3号)を受けていること
- ②-26年度からの同一施設の継続利用者であること
- ③-年少扶養控除相当の子どもが3人以上いること

※きょうだいで上の子どもが継続利用、下の子どもが新規利用の場合、きょうだいで階層区分が異なる場合があります。

※平成27年度からの新規利用者については、経過措置対象とはなりません。

■期間：上記対象者が**卒園するまでの間**

多子軽減(きょうだい児減免)の考え方について

＜各認定区分のきょうだい児の数え方＞

- 1号認定・・・小学校1年生から3年生又は以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。
- 2号認定・3号認定・・・以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

(施設・事業)

認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、横浜保育室、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、障害児通所支援

※3月下旬に施設・事業者様に送らせていただく予定の「契約締結者一覧」に利用者のきょうだい児区分も加味した利用料額が記載されております。

平成27年度子ども・子育て支援新制度 利用者負担額 (案) ※平成27年2月4日現在

階層区分	1号	
	第1子	第2子
A 生活保護世帯	0	0
B1 市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0
B2 市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	2,100	700
C 市民税均等割のみ	3,000	1,500
D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200
D2 10,001円以上 ~ 48,600円以下	7,500	2,700
D3 48,601円以上 ~ 50,400円以下	9,400	3,300
D4 50,401円以上 ~ 57,600円以下	10,900	3,900
D5 57,601円以上 ~ 77,100円以下	12,600	4,500
D6 77,101円以上 ~ 97,000円以下	15,000	5,500
D7 97,001円以上 ~ 102,600円以下	17,000	6,700
D8 102,601円以上 ~ 120,600円以下	17,000	6,700
D9 120,601円以上 ~ 138,600円以下	18,800	8,100
D10 138,601円以上 ~ 169,000円以下	18,800	8,100
D11 169,001円以上 ~ 174,900円以下	18,800	8,100
D12 174,901円以上 ~ 192,900円以下	20,300	9,300
D13 192,901円以上 ~ 211,200円以下	20,300	9,300
D14 211,201円以上 ~ 228,900円以下	21,800	10,900
D15 228,901円以上 ~ 246,700円以下	21,800	10,900
D16 246,701円以上 ~ 255,700円以下	21,800	10,900
D17 255,701円以上 ~ 264,700円以下	23,000	11,500
D18 264,701円以上 ~ 273,700円以下	23,000	11,500
D19 273,701円以上 ~ 282,700円以下	23,000	11,500
D20 282,701円以上 ~ 291,700円以下	23,000	11,500
D21 291,701円以上 ~ 301,000円以下	24,000	12,000
D22 301,001円以上 ~ 309,700円以下	24,000	12,000
D23 309,701円以上 ~ 335,800円以下	24,000	12,000
D24 335,801円以上 ~ 361,300円以下	25,200	12,600
D25 361,301円以上 ~ 387,700円以下	25,200	12,600
D26 387,701円以上 ~ 397,000円以下	25,200	12,600
D27 397,001円以上	25,200	12,600

2号	第1子		第2子	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	2,100	2,100	700	700
	4,900	4,900	1,700	1,700
	6,400	6,300	2,200	2,200
	7,600	7,500	2,700	2,700
	9,500	9,400	3,300	3,300
	11,000	10,900	3,900	3,900
	12,800	12,600	4,500	4,500
	15,600	15,300	5,500	5,500
	19,500	19,100	6,800	6,700
	21,500	21,100	7,500	7,300
	23,500	23,100	8,200	8,000
	24,800	24,300	8,700	8,500
	25,800	25,300	9,000	8,800
	26,800	26,300	9,400	9,200
	27,500	27,000	12,400	12,100
	28,300	27,800	12,700	12,400
	29,300	28,800	13,200	12,900
	30,400	29,800	13,700	13,400
	31,800	31,200	14,300	14,000
	33,000	32,400	18,200	17,800
	33,900	33,300	18,600	18,200
	35,000	34,400	19,300	18,900
	36,200	35,500	19,900	19,500
	37,400	36,700	20,600	20,200
	38,600	37,900	21,200	20,800
	39,800	39,100	21,900	21,500
	40,900	40,200	22,500	22,000
	42,500	41,700	23,400	23,000
	43,500	42,700	23,900	23,400

3号 (認定こども園、保育所)	第1子		第2子		第1子		第2子	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	3,200	3,100	1,100	1,000	2,800	2,700	1,100	1,000
	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600

利用料関連 QA

Q1	利用料の日割りはどのようになるのか？
A	<p>月の途中で利用開始又は利用を止めた方は、施設・事業ごとの在籍日数に応じた利用料になります。</p> <p><1号認定> その月の利用料＝利用料(月額)×在籍日数(日曜・祝日は除く・20日を超える場合は20日)÷20日</p> <p><2号・3号認定> その月の利用料＝利用料(月額)×在籍日数(日曜・祝日は除く・25日を超える場合は25日)÷25日</p> <p>※欠席については、日数に関わらず日割り計算はされません。</p>
Q2	幼稚園・認定こども園等の特定負担額については、日割りしてもよいのか？
	<p>特定負担額については、金額・徴収時期・徴収方法など施設・利用者間の同意の上に決定していただくものとなります。</p>
Q3	第2子・第3子の利用料の考え方は？
A	<p>多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じることとして います。</p> <p><1号認定> 小学校1年生から3年生又は以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で年齢の高い順に第1子、 第2子、第3子と数えます。</p> <p><2号・3号認定> 以下の施設・事業に在籍しているお子さんの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。 (施設・事業) 認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問 型保育事業、横浜保育室、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、障害児通所支援</p> <p>※第3子の利用料は無料となります。</p>
Q4	「きょうだい児多子軽減届出書」の提出先はどこか？
A	<p>お住まいの区の区役所へ提出してください。</p> <p>※施設のご利用開始以降は施設等がある区へ提出してください。</p>
Q5	一度決定した利用料は、卒園するまで変わらないのか？
A	<p>利用料は認定内容と保護者の市民税額に応じて毎年決定しますので、変更となる場合があります。</p>
Q6	利用料は次いつ変更になるのか
A	<p>27年9月以降の利用料は27年度の市民税額を反映した利用料に変更になります。</p> <p>※認定区分が変更なければ、27年9月から28年8月まで同一料金となります。</p>
Q7	横浜市民が横浜市外の施設を利用する場合の利用料は
A	<p>横浜市が定めた利用料が適用されます。</p>
Q8	横浜市外の方が横浜市の施設を利用する場合の利用料は
A	<p>居住の市町村(例えば川崎市)が定めた利用料が適用されます。</p>
Q9	年度途中で誕生日を迎えた場合の利用料はどうなるのか
A	<p>利用料は、年度当初の実施年齢により決定するので、年度途中で誕生日を迎えても、年齢による変更 はありません。</p>
Q10	保育料の軽減等の制度はあるのか
A	<p>世帯の負担能力に著しい変動が生じ、利用料の支払いが困難となる等、一定の条件を満たす場合、利 用料が軽減される場合があります。(育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません)利用 者からお問い合わせがあった場合は、各区役所をご案内してください。</p>

4 新規利用、認定区分の変更に伴う利用料の扱い等について

1 新規利用

(1) 新規利用(入園)及び退園については、月途中での実施が可能であり、給付費・利用者負担ともに日割りとなります。

1号認定：その月の在園日数/20日

2・3号認定：その月の在園日数/25日

(実費徴収、特定負担額をどうするかは各施設・事業者の園則・契約内容等によります)

(2) 満3歳児クラスにおける取扱い

ア 満3歳児クラスがある認定こども園・幼稚園で満3歳となった子どもが新たに1号認定を申請する場合については、新規利用と同じ扱いです。

※各園の運用により利用開始を満3歳となった次の月初とすることも可能ですし、そうすれば利用料・給付費の日割り計算は必要ありません。

イ 満3歳児クラスの1号認定申請については、該当する園児の申請書を、利用を開始する前月の1日以降、利用開始日までにこども青少年局企画調整課へ提出してください(遅くても利用開始日までの申請が必要です。)

注意 市外居住の子どもについては、居住市町村にお問い合わせください。

注意 法律上、誕生日前日に年齢が加算されます。6月2日に3歳の誕生日を迎える子どもは、6月1日に法律上3歳になり、6月1日から1号認定を受け、利用することが可能です。

(3) 申請方法等

利用者は利用する園を通じて申請書等を提出します。

2 認定区分の変更

(1) 利用する施設・事業が変更ない場合での認定区分等の変更は毎月1日付け(変更事由発生日が2日以降であれば翌月1日)で行います。

⇒ 認定区分の変更等に伴う月途中の利用料の変更、給付費・委託費の変更は行いません。

※ 月途中で変更すると横浜市の請求の仕組上、給付費・委託費の支払ができません

(2) 具体的なパターン

ア 3号認定→1号認定(認定こども園)

3号認定の子どもが満3歳の誕生日を迎え、1号認定を申請するケース

イ 2号認定→1号認定(認定こども園)

退職等の理由で認定変更するケース

ウ 標準時間認定⇄短時間認定(認定こども園、保育所、地域型保育)

就労時間の変更等で認定変更するケース

(3) 申請方法等

利用者は必要に応じて各園と相談・調整した後、施設所在区へ申請書等を提出します。

(園は経由しません)

5 給付(請求)事務に係るスケジュール概要

予定項目	
2月	<p>(実施中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求明細作成ソフトインストール(訪問・送付) ・ 請求明細作成ソフト操作研修 <p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>審査結果通知送付先・振込先口座情報 提出依頼</u> . . . ① ○ <u>請求明細データ送信用ID/パスワード及び施設・事業所番号のお知らせ</u> . . . ②
3月	<p>(1日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>請求明細作成ソフト事前入力(施設情報、児童情報等)</u> . . . ③ <p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者向け説明会
4月	<p>(1日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求明細作成ソフト入力(利用実績) <p>(下旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求明細データ送信 ・ 請求明細データの事前仮審査
5月以降	<p><u>【月例スケジュール 参照】</u> . . . ④</p>

公定価格、
独自助成の
加算等に関
する書類の
準備
(職員情報
ほか)

- ① 審査結果通知送付先・振込先口座情報の提出について
- ② 請求明細データ送信用ID/パスワード及び施設・事業所番号のお知らせ

2月下旬に送付いたします!!

○ 審査結果通知書の送付先

給付対象施設・事業者からお送りいただいた、請求明細データの審査結果と請求書のひな型を、横浜市からお送りしますので、**送付先(請求書を発行・押印できる、法人本部等)をお知らせください。**

○ 振込先口座の情報

給付費は、運営法人もしくは施設・事業所の代表者名義の口座へ振り込みます。他名義の口座へ振り込む場合には、委任が必要となりますので、事前に**毎月の給付費の振込先口座をお知らせください。**

※ ご利用の金融機関によって、振込に係る日数が異なりますので、ご注意ください。

⇒ 3月末までに返信をお願いします。

○ 請求明細データ送信用ID/パスワード

○ 施設・事業所番号

請求明細データをお送りいただく際に必須となる、施設・事業所固有の情報を送付いたします。

※ 施設・事業所ごとに異なる、固有の番号です。

⇒ 郵送でお知らせします。

③ 請求明細作成ソフト事前入力

3月1日から入力できます。

○ 施設情報

・基本情報

(施設・事業所番号、名称、住所、開所時間、利用定員 等)

・公定価格、独自助成等の加算情報に関する項目

・データ送信情報

○ 児童情報

・基本情報

(認定証番号、氏名、保護者氏名、住所、生年月日、認定区分 等)

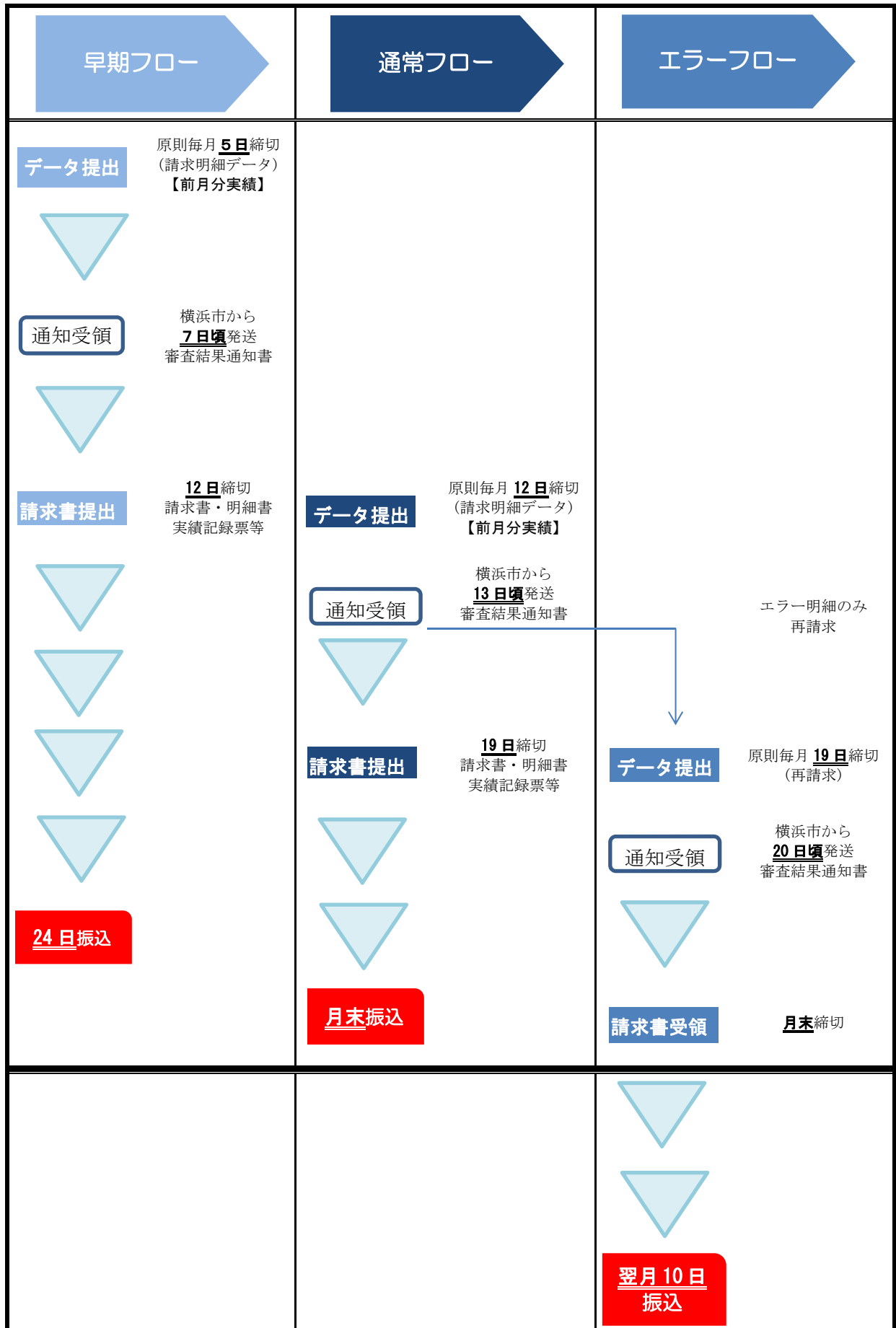
○ 職員情報

・処遇等改善加算の加算率算定対象となる職員の情報

⇒ 事前に入力しておくことを推奨いたします。

公定価格、独自助成の加算等に関する書類の準備(職員情報ほか)についての詳細は、別途お知らせいたします。

給付費請求 月間スケジュール イメージ



※ 締切日は、5月・9月・年末年始など、休日が多い月は前倒しになります。

スケジュール例 平成 27 年 4 月分(5 月請求)【請求受付から支払まで】

平成27年	早期フロー	通常フロー	エラーフロー
5月1日(金)			
5月2日(土)			
5月3日(日)			
5月4日(月)			
5月5日(火)	データ提出		
5月6日(水)			
5月7日(木)	(横浜市から審査結果通知 発送)		
5月8日(金)			
5月9日(土)			
5月10日(日)			
5月11日(月)			
5月12日(火)	請求書提出	データ提出	
5月13日(水)		(横浜市から審査結果通知 発送)	
5月14日(木)			
5月15日(金)			
5月16日(土)			
5月17日(日)			
5月18日(月)			
5月19日(火)		請求書提出	データ提出
5月20日(水)			(横浜市から審査結果通知 発送)
5月21日(木)			
5月22日(金)	振込		
5月23日(土)			
5月24日(日)			
5月25日(月)			
5月26日(火)			
5月27日(水)			
5月28日(木)			
5月29日(金)		振込	請求書提出
5月30日(土)			
5月31日(日)			
6月1日(月)			
6月2日(火)			
6月3日(水)			
6月4日(木)			
6月5日(金)	データ提出		
6月6日(土)			
6月7日(日)			
6月8日(月)	(横浜市から審査結果通知 発送)		
6月9日(火)			
6月10日(水)			振込

7 支給・認定事務について

1 新制度における認定手続きについて

(1) 認定について

- ・新制度においては、施設・事業を利用するにあたって、支給認定区分を証した“認定証”が必要となります。(利用者からの申請に基づき、市が発行。)
- ・現在保育所等を利用している児童の認定証(2号・3号)は、3月の下旬頃に、保護者宛に発送する予定です。

※現在保育所等を利用している児童については、新規児童のような、利用者の一覧はありません。平成27年3月下旬頃に、平成27年4月以降利用する方全員の「契約締結者一覧」(利用料を記載)を送付する予定です。

(2) 契約者一覧の提出について※私立保育所を除く

- ・一次利用調整の結果として「施設・事業利用調整結果一覧(2号・3号)」を、送付いたしました。
- ・契約状況に応じ修正を加えたものを、「契約者一覧」として27年2月18日までにこども青少年局企画調整課新制度準備担当にご提出いただくようお願いしております。
- ・二次利用調整の結果として、「施設・事業利用調整結果一覧(2号・3号)」を、3月上旬に発送します。
- ・契約状況に応じ修正を加えたものを、「契約者一覧」として27年3月13日までに施設・事業が所在する区の区役所こども家庭支援課宛にご提出いただくようお願いいたします。
- ・可能な限り、期限までに全ての利用者について契約を結んでいただくようお願いしておりますが、契約が完了できていない場合は、以下のようにご対応ください。

ア 利用者との契約が完了していない場合であっても、利用が見込まれる園児については、一覧から削除しないでください。明らかに利用しないことがわかった児童についてのみ線を引いて削除したものを、その時点での契約者一覧として期限までにご提出ください。(控えを保管しておいていただくようお願いいたします。)

イ 提出期限以降、提出した一覧から変更が生じた場合は、速やかに保管しておいた控えに赤字で記入の上、施設・事業が所在する区の区役所こども家庭支援課へご提出ください。

※私立保育所については、「施設・事業利用調整結果一覧(2号・3号)」を送付しますので、各施設で保管してください。(「契約者一覧」として提出していただく必要はありません。)

(3) 平成27年4月利用(新規)に関する日程について

- ①～2月上旬…施設・事業に「施設・事業利用調整結果一覧」の発送、保護者へ一次利用調整結果通知/保留通知の発送(一次)
- ②施設・事業者と保護者との間で契約締結 ※私立保育所を除く
 - ・「施設・事業利用調整結果一覧」を確認の上、利用契約を結んでください。
 - ・利用しない児童がいましたら、「施設・事業利用調整結果一覧」を削除し「契約者一覧」を作成してください。
- ③2月18日までに…「契約者一覧」を施設・事業から子ども青少年局企画調整課へ提出(一次) ※私立保育所を除く
- ④～2月10日…申請締切(二次)
- ⑤～3月上旬…施設・事業に「施設・事業利用調整結果一覧」の発送、保護者へ二次利用調整結果通知/保留通知の発送(二次)
 - ※さらに3月末まで調整を継続し、それでもなお、保留となった場合は5月の利用調整へ
- ⑥施設・事業者と保護者との間で契約締結 ※私立保育所を除く
 - ・「施設・事業利用調整結果一覧」を確認の上、利用契約を結んでください。
 - ・利用しない児童がいましたら、「施設・事業利用調整結果一覧」を削除し「契約者一覧」を作成してください。
- ⑦3月13日までに…「契約者一覧」を施設・事業から施設・事業が所在する区の区役所子ども家庭支援課へ提出(二次) ※私立保育所を除く
- ⑧3月下旬…施設・事業者へ「契約締結者一覧」(利用料を記載)を発送、保護者へ利用料通知書発送

(4) 継続して利用している利用者との利用契約について※私立保育所を除く

- ・新制度においては、既に施設・事業を継続して利用しており、平成27年4月以降も利用する利用者とも利用契約を締結していただく必要があります。
- ・4月以降継続して利用される方に対しては、随時契約を締結してください。(一覧等を提出していただく必要はありません。)

※併せて、重要事項についても説明をし、同意書をもらうなどして同意を得てください。なお、重要事項説明については、私立保育所も同様です。

2 現況確認について

①現況確認概要

- 2・3号認定保護者は、毎年、認定有効期間内において、保育の必要性の事由の状況を確認するために、証明する書類を市町村に届け出なければなりません。
- 市町村民税の賦課決定時期が6月となるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、9月1日に利用料が切り替わります。
- 横浜市では、これまで、1～3月で現況の審査をしていましたが、平成27年度からは、利用料の切り替えに合わせ、6～8月頃に4月1日現在の現況の審査を行います。4月中旬頃に現況の届出及び拳証証明書の提出をお願いする書類を発送する予定です。
- 保育の必要性の認定に係る事由に該当するかどうかを確認しますので、例えば、就労であれば「雇用証明書」など、事由に応じた証明書の提出を改めてお願いすることになります。（平成27年4月からの利用者も含みます。）

②現況確認に関する日程について（予定）

- ①4月中旬…園を通じて現況届出書を配布
- ②5月下旬…現況届提出締切（保護者→園）
- ③6月上旬…現況届提出締切（園→施設・事業所在区役所）
- ④8月中下旬…認定変更決定通知書、変更契約締結者一覧を各施設・事業所在区より発送
- ⑤9月1日…利用料切り替え

8 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備について

◆本件については、今後国等から補足説明がなされることも考えられますが、現時点で可能な範囲でご説明させていただきます。



- 給付対象施設の設置者（＝「特定教育・保育提供者」＝全ての確認（みなし確認を含む）対象施設・事業者がこれに該当します。）は、業務管理体制を整備し、市町村長等に届ける旨が、子ども・子育て支援法（第55条）に規定されています。
- 事業者ごとに体制を整備していただく必要があります。（事業所ごとではありません。）
- 体制整備及び必要な届け出について、ご準備いただきますようお願いいたします。

1 業務管理体制の整備の内容

子ども・子育て支援法施行規則（第42条）により、以下の通り定められています。

業務管理体制の整備内容	③業務執行の状況の監査の定期的な実施	—	—	必要
	②業務が法令に適合することを確保するための規定の整備	—	必要	必要
	①法令遵守責任者（※1）の選任	必要	必要	必要
当該事業者が確認を受けている施設または事業所の数（※2）		1以上20未満	20以上100未満	100以上

※1 法令遵守責任者とは、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者のことです。

※2 例えば、「保育所と小規模保育事業」のように、異なる施設・事業も通算します。

2 届け出先

子ども・子育て支援法施行規則（第43条）により、以下の通り定められています。

特定教育・保育提供者の区分	届け出先
その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む）が一の市町村の区域【＝横浜市内のみ】に所在する特定教育・保育提供者	市町村長 【横浜市長です】
その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者	内閣総理大臣
上記以外の特定教育・保育提供者	都道府県知事

3 横浜市への届け出方法

届け出方法（届出書や窓口等）については、準備が整い次第、新制度のホーム・ページ（下欄参照）等にてご案内いたします。

《参考》横浜市長以外が届け出先の場合の、具体的な窓口や届出書の様式については、現在のところ本市に情報は入っていません。



■ ホームページで新制度に関する情報をご案内しています(随時更新)ので、ご覧ください。

横浜市 新制度 事業者の皆さまへ

検索